

松崎町景観形成 ガイドライン



平成28年3月 松崎町

目 次

序 章	1
1 景観形成ガイドライン策定の背景と目的	2
2 景観形成ガイドラインの策定のねらい	3
3 景観形成ガイドラインの位置づけ	3
4 景観形成ガイドラインの対象区域	4
I 景観の特性と課題	5
1 景観の特性	6
2 景観の課題	9
II 景観形成基本方針	11
1 景観形成の基本的考え方	12
2 景観形成の目標	13
3 目指すべき良好な景観	15
4 景観形成の基本方針	17
1) 景観形成の基本方針の構成	17
2) 景観特性別の基本方針	18
3) 土地利用別の基本方針	44
III 景観形成主要方策	51
1 景観形成主要方策について	52
2 景観形成主要方策の内容	53
1) 法制度を活用した施策	53
2) 町独自の施策	69
3) 景観形成の体制整備	76
IV 景観形成ガイドラインの推進にあたって	79
1 景観形成ガイドライン推進の考え方	80
2 住民、事業者、行政の役割	80
1) 住民の役割	80
2) 事業者の役割	81
3) 行政の役割	81
用語解説	83

序 章

1 景観形成ガイドライン策定の背景と目的

人口減少時代を迎えた今日、「地方創生」のスローガンのもと、持続可能な地域社会の実現に向けて地域を活性化していく取組みが、全国各地で進められています。

活力ある地域を創造していくためには、定住促進と交流人口の確保に向けて、他と差別化できる魅力をいかに高めるかが鍵となります。

当町は、山・川・海の豊かな自然環境に恵まれ、石部棚田や田園などの農村風景、なまこ壁等の歴史的な建造物など、地域固有の魅力ある景観資源を多く有しています。近年、日本の原風景が残る農山村への回帰、あこがれが高まりつつある中で、先人たちが残してきたこれらの景観資産が極めて大きな役割を果たすとの認識も高まっています。当町においても、松崎町の固有の景観を保全し、活かした良好な景観形成を図ることは、今後、活力ある地域として持続していく上で、必要不可欠です。

これまで、当町は、昭和 53 年から「花とロマンの里」をシンボルテーマに、豊かな自然や歴史、文化など地域の特性を活かしたまちづくりを進めてきました。花いっぱい運動をはじめ、歴史的建造物の活用や伊豆の長八が芸術の域にまで高めた漆喰鰻絵の振興など、町全体で取り組んできたことにより「花とロマンの里」は、当町のイメージを表す言葉として町内外で定着しています。

平成 14 年には、地域の魅力ある景観を活かし、「題材となる風景を提供できる町」として「スケッチの町」宣言をし、平成 24 年には「世界でいちばん富士山がきれいに見える町」宣言をするなど、郷土への誇りと愛着を育みつつ、都市住民との交流を通じた町の活性化に取り組んでいます。

平成 25 年には、「日本で最も美しい村」連合へ加盟し、将来にわたり美しい村づくりを進めることを目標に、高い文化度を持つ住民、地域、団体、行政が一体となって、これまでの成果を活かした新たなまちづくりへのステップアップを図ろうとしています。

このように、当町は、魅力ある景観を活用したまちづくりを展開し、成果を上げてきましたが、一方で、耕作放棄地や空き家、自然環境と調和しない建物や屋外広告物の増加など、良好な景観形成の対応が求められています。

このため、美しい景観を保全・維持するとともに、好ましくない景観においては、改善や向上を図り、良好な景観を創出していく必要があります。

これまで当町は、景観形成に関する基本的な方針が明確化されておらず、系統立てた景観形成の取組みは行っていなかったため、まず、景観形成のための基本的な方針を示して景観形成への取組みの必要性を住民に理解していただくとともに、景観形成を推進する上で、担い手となる全ての人の手引書として活用されることを目的に、景観ガイドラインを策定することとしました。

2 景観形成ガイドライン策定のねらい

本ガイドラインの策定のねらいは次のとおりです。

■松崎町が目指す景観形成の方向を共有する

- ・当町の景観特性や課題を整理し、目指すべき将来の景観像等を明らかにするなど景観形成への理解を深め、目指す方向を住民、事業者、行政が共有する共通の指針としての役割を果たします。

■景観形成への意識を高め取組みを促す

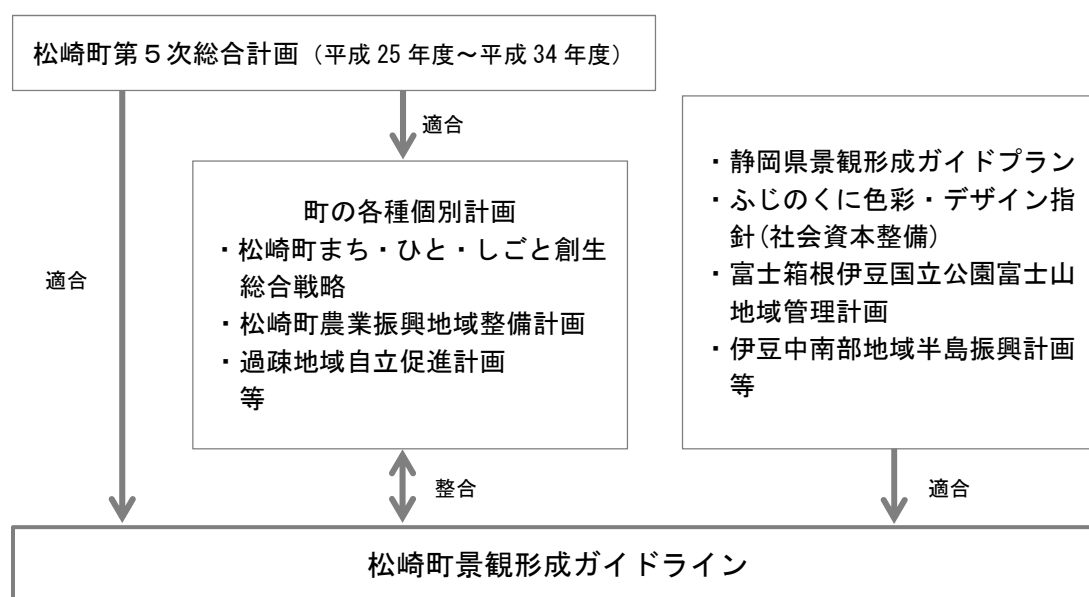
- ・本ガイドラインの策定により、身近な景観への意識を高め、住民や事業者の主体的な行動を促す基本計画としていきます。

■景観形成の施策を体系化し総合的に推進する

- ・本ガイドラインは、これまでの景観形成の取組みを充実、強化し、新しい総合的な景観形成を推進する基としての役割を果たします。

3 景観形成ガイドラインの位置づけ

- ・本ガイドラインは、当町の良好な景観の形成を目指す上での考え方を示すものであり、景観形成に向けた取組みの立案及び実施の際の参考とするものです。
- ・本ガイドラインは、松崎町総合計画との整合を図るとともに、各種個別計画との整合を図り、策定するものです。



4 景観形成ガイドラインの対象区域

当町の自然景観は長九郎山や婆娑羅山などの集落を取り囲む山々と集落中心部を流れる那賀川や岩科川、その河川流域一帯に広がる農地、そして断崖と浜が入り組む変化に富んだ海岸などで構成されています。その豊かな美しい自然景観の中で、石部棚田や山口の田園などの文化的景観、なまこ壁、社寺、史跡などの歴史的景観が点在するとともに、富士山の眺望景観や花緑広がる景観など、個性豊かな景観をみることができます。これらは互いに重なり合いつつ、町全体に広がっています。

また、当町の景観形成には、高い文化度を持つ住民の景観への意識の高さや活発な活動により支えられています。住民の生活は、町域の至る所で営まれ、景観形成への取組みも町内全域で進める必要があります。

しかしながら、近年、耕作放棄地や空き家の増加、自然と調和しない建物や屋外広告物の増加、歴史的建造物の喪失などの傾向があり、これらも町内のさまざまな場所で問題となっています。

このように、松崎固有の良好な景観を住民共有の財産として保全、創出し、次世代に継承するための取組みは、町域全域で進めることが求められることから、町内全域を本ガイドラインの対象区域とします。

I 景観の特性と課題

1 景観の特性

当町の景観特性は次の通りです。

1) 山・川・海の表情豊かな自然景観

当町は、長九郎山や婆娑羅山などの集落を取り囲む山々と集落中心部を流れる那賀川や岩科川、その河流域一帯に広がる農地、そして断崖と浜が入り組む変化に富んだ海岸などで構成されています。海岸は、富士箱根伊豆国立公園区域内にあり、名勝にも指定され、美しい浜辺やジオサイト、富士山の眺望景観など特徴的で魅力あふれる風景をみることができます。



岩科川

また、山間部や海岸部の自然だけでなく、那賀川の桜並木や神社や寺の古木など集落に根付いた自然・樹木等も当町の景観を特徴づけ、魅力あるものにしています。さらに、夕日や富士山、星空、四季折々の花々や紅葉、生き物など、時間や季節の移り変わりの中で変化し、豊かで美しい表情をみせる自然景観も随所で見られます。

こうした山・川・海の自然は、古くから先人たちと自然環境との共生により、現在に継承され、当町の原風景を形づくる景観の基盤となり、暮らす人々に癒しと安らぎを与えるとともに、訪れる人に感動を与える素晴らしい景観として継承されています。

2) 個性豊かな農山漁村の集落地景観

当町の集落は、特色ある地形構造と風土、人々の営みによって培われた個性的で特徴的な景観を呈しています。

松崎地区は、古くから産業・経済・文化の中心として発展してきました。那賀川および岩科川の下流域に位置し、両河川の平坦地に集落が形成されています。



松崎地区の集落

海岸背後は住宅等が密集し、両河川が合流する湾内は、独特な水辺空間を形成し、船着き場や船だまり、神社など、古くからの漁村集落の面影をとどめています。また、中宿通りや岩科川周辺はなまこ壁の建造物が多く、歴史を感じさせるまち並みが形成されています。

中川地区、岩科地区は、四方を山に囲まれた山村地域であり、山々を背景にゆったりと流れる河川沿いに水田が広がり、山裾野には里山と一体となった集落が連なる農山村らしい景観を呈しています。

三浦地区は、駿河湾に面した入江に開けた3集落（岩地・石部・雲見）からなり、それぞれが個性的な特色をもつ農山漁村地域です。壁立した急峻な山並みが港と集落を厚く囲んでおり、険しい自然地形の中に形成される集落は、自然と共生して暮らしや生業を成り立たせようとする先人たちの強い思いが感じられる景観です。古くは漁村でしたが、夏の海水浴と温泉、風光明媚な景色により民宿経営が増加し、温泉街を形成しています。



山口の集落



岩地の集落

3) なまこ壁にみる歴史的景観

当町は、古くから養蚕や農林漁業が営まれ、江戸時代は、江戸・大坂間を航行する船が多く、伊豆が中継港であったため、西伊豆の陸海交易の拠点として繁栄しました。

江戸時代後期に、耐火性、防湿性、防水性に優れたなまこ壁が普及しました。松崎一帯と下田周辺にかけて、なまこ壁の民家や蔵が多くみられましたが、昭和



山口のなまこ壁建造物の集積

30年代あたりを境に大幅に減り、今では190棟程度を残すのみとなりました。特に、松崎地区の中宿通りや岩科地区の山口、八木山には、今なお、なまこ壁の建物が比較的多く集まっており、歴史を感じさせるまち並みが形成されています。なまこ壁は、古い民家や商家の他、寺の山門などにもみられ、町内全体に点在しています。

近年は、これらの建造物の価値が見直され、保存・活用への取組みが進められ、重要文化財指定の旧岩科学校や明治商家中瀬邸、伊豆文邸などは観光スポットとして来訪者のにぎわいも生まれています。このように、なまこ壁は、当町の歴史と文化を伝える貴重な地域資源であり、町のシンボルとなっています。

4) 美しい農地と里山にみる文化的景観

当町には、山口の田園や石部棚田、岩地の石垣、桜葉畑など伝統的な生業の農地や里山景観が長い年月を経て受け継がれています。これらの農地は一朝一夕にできあがったものではなく、先人たちが地域の風土に合わせて、長い年月をかけて環境と共生しつつ形成した、素晴らしい文化遺産です。

石部棚田は、先人たちが傾斜地を開墾し、一つ一つ石を積み上げながら、何百年もかけて築かれたものです。平成に入ると棚田の90%が耕作放棄地となりましたが、その後棚田の美しさを再認識した地元住民により、棚田再生の活動が始まり、その活動と棚田景観の美しさに魅了された町内外の多様な主体の参画により、棚田の保全活動が展開されています。

このような保全活動や伝統的な生業が継承されてきたことから、今日まで美しい農地や里山景観が維持され、来訪者に感動を与えています。



石部棚田

5) 生業や暮らし、活動から生まれる活力ある景観

当町は、地域の自然・地形や気候の風土に合わせて古くから農林漁業が持続的に営まれていましたが、昭和40年代から温泉や豊かな自然環境を活用した観光業を中心に発展してきました。

豊かな自然を背景に、田植え作業や稲刈り、港に戻る漁船風景など、農林漁業の生産活動の中で生み出される「生業景観」、あるいは、暮らしの中で現れる「生活景観」、さらに、伝統的な生業の中で生まれた五穀豊穡を願う祭りや四季折々の祭礼行事など「伝承文化がもたらす景観」等が、地域の個性・アイデンティティを形成しています。

また、昭和53年から「花とロマンの里づくり」をテーマにまちづくりを進め、松崎蔵づくり隊等によるなまこ壁保全活動やオーナー制度を活用した石部棚田の保全活動、田んぼをつかった花畑、全国漆喰鰻絵コンクールの開催（漆喰鰻絵の名工入江長八の左官技術継承）など、住民の各種活動団体や行政など多様な主体が一体となって景観づくりの活動を進めています。このような活動により、地域の魅力的な景観が育まれるとともに、住民相互や外部来訪者との交流の中から生まれる人々の交流景観が、まちの景観を生き活きとしたものになっています。



石部温泉大地曳き網まつり

2 景観の課題

景観特性を踏まえ、景観形成に係る課題を次のように整理します。

1) 先人から受け継いだ優れた景観資産の保全と活用

山、川、海の豊かな自然景観、なまこ壁や古民家等の趣のある景観、文化的な農村景観等、現在において町内外の人を魅了する優れた景観は、先人たちの手により守られ、創られて、継承されてきたものであり、景観資産と呼ぶべきものであります。

これらの景観資産は、都市化や世代交代の中で容易に失われる恐れがあるものであり、周辺市町と比較し多く現存するなまこ壁の建造物においても、ピーク時より激減しており、現在では 190 棟程度が残されているのみです。それらにおいても、維持管理が不十分なものもあり、滅失の恐れがある物件が多数あります。

また、豊かな緑を印象づける町内の森林においても、維持管理に手が行き届かず、森林が持つ本来の望ましい環境とは程遠い状況にあります。

これらの景観資産を当町のまちづくりに保存活用していくために、まず全ての住民が松崎町を守り育てた先人たちに崇敬の念を持ち、景観資産の価値や魅力を再認識する必要があります。

その上で、景観法等の諸制度の活用、町独自の施策展開により景観資産の保全、活用を進める必要があります。

2) 地域の特性に応じた景観の魅力の向上

当町の景観構成を土地利用的に大区分すると、森林、海岸部、農村部、中心集落地に分けられ、それぞれに個性的な景観の特徴を有しています。また、その中に、生活拠点や観光交流拠点等が存在するとともに、そこに介在し、自然資源、歴史・文化資源、富士山ビューポイント、映画・ドラマのロケ地等、多様な景観資源が存在しています。

快適で住みよいまちづくりと交流人口の拡大に寄与するまちづくりのために、これらの拠点や景観資源について、その地区や場所の地域特性に即した魅力を高めるための取組みが求められます。この取組みを効果的に進めるためにも、住民、事業者、行政が連携し、それぞれの役割分担を明確にして、取組むことが求められます。

一方、未だに住民にも認知されていない、埋もれた景観資源が多くあると想定されます。これらの景観資産を掘り起し、磨き上げて、活用していくための方策も検討することが求められます。

3) 景観阻害要因の除去と抑制

規模が大きく、派手な色彩の屋外広告物や一団の太陽光発電設備、維持管理が行き届いていない空き家、雑草が繁茂する耕作放棄地などの発生、あるいは容易に視認できる廃棄物の堆積や土石採取など、良好な景観を容易に阻害したり、住民や来訪者を不快にしたりする景観阻害要因が一部で見られます。

景観阻害要因は、暮らしの上で欠かせないものがあるものの、できる限り除去したり抑制したりする対応が求められます。

4) 景観に関する住民意識の向上

当町の景観形成に係る取組みは、以前から多様な住民や住民団体により支えられているものの、住民全体からは僅か一部であり、景観への意識が全ての住民に浸透しているとは言い難い状況にあります。

また、美化清掃の必要性やごみのポイ捨て防止の徹底など、景観に関するマナーの向上の必要性がアンケート調査で指摘されています。

当町の景観の向上を図るためには、先人たちが継承した当町固有の景観の価値や魅力を認識し、それらを住民が守り育み、次世代に継承していく必要性をしっかりと理解していただくよう、情報発信や学習会等、多様な啓発施策を推進していくことが求められます。

さらに当町が今後の景観形成に取り組むためには、住民や事業者の協力参画が不可欠であることから、住民、事業者、行政が連携しつつ役割分担を明確にし、住民や事業者が主体的に景観形成に係る仕組みを構築することが求められます。

II 景觀形成基本方針

1 景観形成の基本的考え方

当町の景観形成に取り組む基本的考え方は、次のとおりです。

先人たちに敬意の念を抱き景観形成を進める

当町は、山・川・海の豊かな自然環境に恵まれ、長い間、人と自然の係りを通して培われた風景が、地域固有の良好な景観として多く残されています。

これらの多くは、先人たちの自然と共生しつつ、生活の営みや生業から生み出され、現代までに継承されてきたものです。

よって、当町の景観形成にあたっては、自然、歴史、文化の保全継承に配慮したり、これらと調和したまち並みを創出したりするなど、先人たちに敬意の念を抱きつつ、その場の特性を紐解き、慎重に進めていくこととします。

また、このような取組みが、松崎町の個性ある景観の継承と創出に繋がり、生まれ育った誰もが自信を持って語れるふるさとの風景の創造につながります。

文化度の高い住民が主役となり、協働で景観形成に取り組む

当町は、石部棚田の再生・保全や花緑の活動、美化活動、歴史的建造物の保全・活用等、景観に係るさまざまな活動が住民や住民団体により展開されています。これら住民の取組みは、文化度の高い住民性から成り立つものであり、当町の景観の重要な構成要素と言えるべきものです。

今後は、さらに住民の景観に関する意識の向上を図りつつ、地域の活力を創出する多彩な活動の裾野を広げていくとともに、住民・事業・行政・諸団体等、当町に係る全ての人々が景観形成におけるそれぞれの役割と責任を認識しつつ、主体的に取り組むことが重要になります。

地域の魅力を高めることにより、定住人口や交流人口の拡大につなげる

人口減少時代を迎えた現在、活力ある地域を創造していくためには、移住・定住の促進や交流人口の拡大等のために、他と差別化できる魅力をいかに高めるかが重要な鍵となります。

当町においては、自然景観や歴史的・文化的景観の保全、景観阻害要因の改善、景観資源を活用した魅力あるまち並みの創出など、地域の個性を生かした良好な景観形成の取組みを進めることにより、地域の魅力を高め「住みたい」、「訪れたい」と思えるまちの創出を進めていかなければなりません。

2 景観形成の目標

当町は、昭和 53 年から“花とロマンの里”をキャッチフレーズにまちづくりを進めてきました。その一環として、「花いっぱい運動」を展開し、山々に咲く花々の自然環境の保全に努めるとともに、那賀川沿いの桜並木やアジサイ、農地を活用した大規模花畑など、まちを花で彩る環境美化活動に取り組んできたことにより、住民や来訪者に親しまれ喜ばれる景観が多く創出されてきました。

また、当町は、なまこ壁をはじめとした歴史的建造物の保全活用や棚田の再生と保全活動など、地域固有の景観づくりが進められてきました。

その結果、花々の美しさや自然の豊かさ、歴史・文化に触れることのできる町として認識され、“花とロマンの里”のイメージは町内外で定着しつつあります。

当町の景観形成の目標はこのイメージを継承し、さらに発展させ、住民や訪れる人々が、癒されるような景観を、住民、事業者、行政が協働でつくりあげていくこととし、下のよう

景観形成のテーマ

花とロマンが広がる癒しの景観

花は、まちを彩る花々と、郷土愛や誇りといった“心の花”を意味します。

ロマンは、受け継がれてきた地域固有の伝統や文化、歴史、まちの発展などに尽力した“人々の思いや希望”を意味します。

癒しの景観は、住民や来訪者等が松崎の風景を見渡した際に、どこかホッと“安らげる景観”を意味します。それは、目に見える景観の美しさ(きれいさ)だけでなく、日々の暮らしの中でまちを大切にしている人々の気持ちとその営みがあるからこそ、価値が高まり、魅力が伝わり、見る人が安らぎを感じられるものとなります。

この考えのもと、「花とロマンが広がる癒しの景観」づくりでは、花による景観づくりや郷土愛・誇りの醸成、歴史や文化を伝える良好な景観の保全・活用に努めるとともに、また住民一人ひとりが自然の恵みを享受する里の暮らしの素晴らしさを認識しつつ、自然環境や農村景観の保全・継承に努めることにより、日本の原風景が息づくまち、歴史と文化の薫る花あふれるまち、住民や来訪者が癒しを感じるまちを目指します。

また、住民、事業者、行政が、先人たちに敬意の念を抱きつつ、これらの景観づくりの目的や意義、あるいは互いの役割を認識し、情報交換や共同作業の実施、多様な活動への相互参画等、協働体制を構築して、真に美しい村づくりを進めていきます。

3 目指すべき良好な景観

松崎町が目指す良好な景観は、次のとおりです。

全ての住民の共通の資産であり、確実に将来に継承すべきもの

良好な景観は、当町の美しく誇りの持てる町域の形成と潤いのある豊かな生活と生業の創造に不可欠なものであることから、現在及び将来にわたる住民共通の資産として認識し、良好な景観形成のための取組みを継続的に進めていきます。

先人たちが培った自然、歴史、文化等と住民の暮らしや生業が調和して形成されたもの

良好な景観は、駿河湾、那賀川、岩科川、三浦地区の自然、なまこ壁の建造物等の歴史、文化等と人々の生活、生業等との調和により形成されるものであり、その保全と創出にあたっては、人々の生活や生業との調和に十分に配慮して形成していきます。

文化度の高い住民の意向を踏まえつつ、地域の特性を活かして形成されるもの

当町の良好な景観は、なまこ壁の建造物や山口、石部の農村風景、美しい自然環境等先人たちにより地域で積み重ねられてきた暮らしや生活の姿が固有の特性として現れ出ているものであることから、画一的な景観形成を進めるのではなく、文化度の高い住民の意向を踏まえつつ、地域ごとの個性や特色を活かして地域色豊かな景観となるように、景観形成を進めていきます。

交流人口の拡大や移住定住の促進等、地域の活性化につながるよう、住民、事業者、行政が協働で形成するもの

良好な景観が形成されることにより、地域の魅力が増進、創出されるものであることから、なまこ壁通りや旧岩科学校周辺、「道の駅」花の三聖苑・旧依田邸周辺、三浦地区等の交流拠点等の美しい景観づくりに大きな期待が寄せられています。このため、地域活性化の点から、市民や事業者と行政による、良好な景観の形成に向けた一体的な取組みを進めていきます。

今ある良い景観を守るだけでなく、新たに良い景観を創りだし、内面に磨きをかけるもの

良好な景観の形成は、単に現にある良好な景観を保全することだけでなく、新たに創り出すことも含まれます。港湾や漁港を含む公共建築物等の公共施設の整備、改修においては周辺のまち並みや自然景観との調和に配慮した整備が求められます。

また、景観とは内面的な美しさが目に見える形や心地良い印象となって良好な景観として表出されるものであり、良好な景観は、物の内面的な美しさを形成することができるはずです。内面的な美しさとは、人々の生き生きとした生活や生業、目に見える物が形成されてきた歴史・文化等の背景によるものです。

当町の良好な景観形成のために、内面に磨きをかけることも進めていきます。

4 景観形成の基本方針

1) 景観形成の基本方針の構成

景観形成方針は、松崎町全体の景観に関する方針を示すものです。

まず、「景観形成の基本的考え方」を整理し、これらを踏まえて町が目指す景観形成のテーマである「景観形成の目標」を掲げます。

さらに「景観形成の目標」を実現するための具体的な方針を示します。

「景観特性別の基本方針」では、4つの方向性に分類し、それぞれについて景観形成の基本方針の内容を示します。

「土地利用別の基本方針」では、土地利用特性や現況特性に合わせて、町域を4つの区域にゾーニングし、それぞれについて景観形成のための建築物等の誘導方針を示します。

■景観形成の基本的考え方

- 先人たちに敬意の念を抱き景観形成を進める
- 文化度の高い住民が主役となり、協働で景観形成に取り組む
- 地域の魅力を高めることより、定住人口や交流人口の拡大につなげる

■景観形成のテーマ

花とロマンが広がる癒しの景観

■景観特性別の基本方針

- 【1】 花と緑が豊かなまちを守り育てる
- 【2】 なまこ壁等の歴史と文化を活かした景観を守り育てる
- 【3】 来訪者をもてなし住みよいまちの景観を育てる
- 【4】 文化度の高い住民性を景観づくりに活かす

■土地利用別の基本方針

- 【1】 森林里山景観ゾーン
- 【2】 農村景観ゾーン
- 【3】 海岸景観ゾーン
- 【4】 中心集落地景観ゾーン

2) 景観特性別の基本方針

(1) 4つの基本方針

当町の景観特性と課題を踏まえつつ、景観形成の目標を達成するために、4つの基本方針を掲げ、景観形成の取組みを進めていきます。

【1】 花と緑が豊かなまちを守り育てる

当町は、「花とロマンの里」の精神を継承し、住民と行政の協働の取組みにより、那賀の大規模花畑や那賀川沿いの桜並木、「道の駅」花の三聖苑等の花緑が広がる景観、駿河湾や岩科川等の自然景観を呈しています。これらの花と緑の景観をさらに広げるとともに、良好な自然景観の保全継承を図ります。



那賀川の桜と菜の花

【2】 なまこ壁等の歴史と文化を活かした景観を守り育てる

明治商家中瀬邸や近藤平三郎生家等のなまこ壁の建造物、伊豆の長八美術館や重要文化財旧岩科学校などの文化施設、あるいは石部棚田や山口等の文化的な農村景観、さらに町内各所にある寺社仏閣や映画・ロケ地の舞台等の文化的な景観資源等、町内には数多くの歴史的、文化的資源が残されており、これらを活かした景観づくりを進めていきます。



明治商家中瀬邸

【3】 来訪者をもてなし住みよいまちの景観を育てる

松崎地区の中心集落や旧岩科学学校周辺の観光拠点などについて、なまこ壁や花緑、歴史文化等と調和するよう向上を図るとともに、「世界でいちばん富士山がきれいに見える町」の取組みの活用、あるいは多彩な地域資源の発掘と活用等により、住民の郷土愛の醸成を図りつつ、来訪者をもてなす景観づくりと住民が暮らしやすい景観づくりを両立して進めていきます。



歴史的なまち並みを案内する人力車

【4】 文化度の高い住民性を景観づくりに活かす

当町の景観は、これまで、文化度の高い住民の多様な取組みや活動によって守り育てられ伝えられ、現在においても継承されています。

今後は、住民、事業者等の景観に関する意識の向上を図りつつ、活動団体の育成に繋げ、これらの取組みや活動の裾野をさらに広げ、美化清掃やマナーの向上、さらに景観に係る活動展開を図り、身近な所から、美しいまちづくりを進めます。



伊豆文邸の室内展示

(2) 基本方針の体系図

【1】 花と緑が豊かなまちを守り育てる

- ①花で彩られたまちを守り育てる
 - ア 花緑の拡大
 - イ 花緑の維持管理
 - ウ 花緑に関する住民意識の向上と活動団体の育成
- ②豊かな自然環境を守り育てる
 - ア 河川景観の保全
 - イ 森林緑地の保全と活用
 - ウ 海岸景観の保全
 - エ 美しい星空の保全
- ③自然景観と調和したまち並みを守り育てる

【2】 なまこ壁等の歴史と文化を活かした景観を守り育てる

- ①なまこ壁を活かしたまち並みを守り育てる
 - ア なまこ壁を守る
 - イ なまこ壁と調和するまち並みを育てる
 - ウ なまこ壁を造る技術を守る
- ②歴史、文化を伝える景観を守り活かす
 - ア 指定文化財等の保存継承
 - イ 町の歴史文化を伝える景観の保全継承
- ③文化的な農村景観を守り育てる
 - ア 文化的な農村景観の保全
 - イ 文化的な農村景観の保全活用の仕組みの構築

【3】 来訪者をもてなし住みよいまちの景観を育てる

- ①魅力あふれるまちの景観を育てる
 - ア 拠点地区の景観の向上
 - イ 商業景観の保全と向上
- ②世界でいちばん富士山がきれいに見える町を守り育てる
 - ア 富士山の眺望景観を守る
 - イ 眺望景観を活かす
- ③交流を促す景観を育てる
 - ア 観光交流拠点やジオサイト等の景観の向上
 - イ 散策路やハイキングコースの活用
 - ウ 祭事やイベントの活用
- ④にぎわいの基礎となる公共空間の景観を育てる
 - ア 公共建築物景観の向上
 - イ 道路と沿道景観の向上
 - ウ その他の公共施設景観の向上

【4】 文化度の高い住民性を景観づくりに活かす

- ①住民活動による景観づくりの推進
- ②住民、事業者、行政の意識の醸成を図る

(3) 基本方針の取組み内容

【1】 花と緑が豊かなまちを守り育てる

①花で彩られたまちを守り育てる

ア 花緑の拡大

- ・現在行っている、自治会等への花の苗や種子の配布を、個人に拡充することを検討しつつ、戸建住宅や民間集合住宅の敷地内への花木の植栽や敷地周囲への花の植栽を推進します。
- ・松崎町役場や小中学校等の公共建築物の敷地内や小規模な公共用地、国道 136 号等の主要幹線道路沿道において、花木の植栽や花壇の設置を継続して進めます。
- ・松崎地区の中心集落地などにおいては、連携し、なまこ壁と調和する質の高い草花の配置を、できる限り長期間、広範囲で推進するよう努めます。



花の会による街角花飾り

イ 花緑の維持管理

- ・那賀川沿いの桜並木は、松崎町さくら会や地域住民等と適切な維持管理を行い、並木の保全継承を図ります。
- ・松崎町花の会が管理する花壇など、住民や住民団体活動によって維持管理されている花壇等について、活動団体の育成と継承方策を検討し、花壇の拡大や維持管理の継続を図ります。
- ・那賀の大規模花畑は、他市町では見られない非常に貴重な花緑の空間であり、町内外でも有名であり、今後も観光資源として活用する必要があることから、地域住民との協議を踏まえ、景観農業振興地域整備計画の策定などにより、継続的に維持することを検討します。



松崎町花の会による花壇の手入れ

ウ 花緑に関する住民意識の向上と活動団体の育成

- ・美しい花緑が眺められる周辺の農地や緑地においては、住民の景観に関する意識の向上を図りつつ、むやみな木竹伐採や土石採取、廃棄物の堆積、土地への太陽光発電設備の設置などを抑制します。

- ・現在行われている花壇コンクール、街角の花コンクールの継続的な実施を図るとともに、開催告知や結果の情報発信を強化し、住民の花緑に関する意識の向上を図ります。
- ・那賀川沿いの桜並木のライトアップ、民具を使った花かごの配置など質の高い花の演出を、地域に広げ、花緑に関する住民意識の向上を図ります。
- ・松崎町花の会や松崎町さくら会等の緑化活動団体のメンバーの拡充や後継者の育成支援、維持管理費支援の拡充、花緑に関する情報発信の強化等、住民団体の支援を積極的に進め、住民参加による花の植栽活動の活性化と継続を図ります。

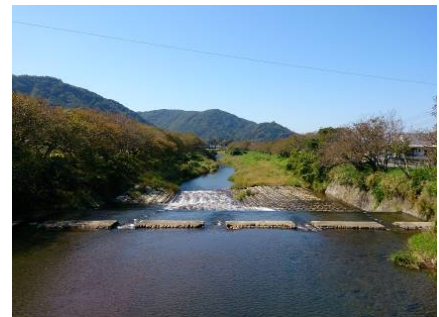


那賀川沿いの桜並木のライトアップ

②豊かな自然環境を守り育てる

ア 河川景観の保全

- ・那賀川や岩科川は、町の景観に潤いを与えると同時に、那賀川の桜並木や山口等の文化的雰囲気の貴重な要素となっており、当町の景観軸として位置づけ、河川の水質の維持向上を図るとともに、ごみや雑草の除去などの美化清掃に努め、良好な河川景観を維持します。
- ・護岸の改修にあたっては、多自然川づくりの整備を進めるとともに、防護柵の色彩や橋梁の欄干の意匠は、周辺のまち並みや自然景観、あるいは地域特性に配慮します。
- ・河川沿いにおいては、野立て看板の掲出をできる限り抑制するとともに、やむを得ず掲出する場合は、集約化を誘導します。
- ・那賀川や三浦地区で行われているホタルの育成活動を継続するよう支援し、ホタルの舞う景観を保全継承しつつ、この活動を広げ、多様な場所でホタルの鑑賞ができるように努めます。



那賀川



ホタルの育成

イ 森林緑地の保全と活用

- ・町内に広がる森林は、適切な維持管理のもと、自然環境の保全を図ることを基本とし、主要幹線道路や富士山の眺望点から見える斜面緑地においては、むやみな木竹伐採や土石採取、廃棄物の堆積、土地への太陽光発電設備の設置などを抑制し、緑地景観の保全を図ります。
- ・森林の稜線部は、緑地景観の輪郭となる重要な要素であることから、建築行為や建設行為、風力発電設備の設置を抑制します。
- ・森林内の既存の散策道の改修や林業体験等、森林を活用したイベント開催などにより、積極的な森林活用と森林に関する住民の意識の向上を図り、住民参画による維持管理へとつなげていきます。
- ・再整備の検討が進められている牛原山町民の森は、住民意向を踏まえつつ、豊かな緑やツワブキやアジサイなどの花木と調和する施設整備を進めます。
- ・屋外広告物は、森林景観を阻害することがないように、高さや表示面積などの基準の強化、建築物屋上への設置の抑制、野立て広告物の集約化などを誘導します。
- ・森林内を通る道路の防護柵は、地域特性に配慮しつつ、森林と調和する色彩になるよう誘導します。



牛原山町民の森

ウ 海岸景観の保全

- ・海岸部は、無秩序な開発を抑制するとともに、海水浴や散策等、魅力的な海辺の観光交流への活用を図ります。
- ・土地への太陽光発電設備の設置について、良好な海岸景観を阻害しないよう、国道 136 号や交流拠点などから眺められる場所においては、抑制します。やむを得ず行う場合は、周囲を樹木で囲うなどし、見え難くなるよう誘導します。
- ・屋外広告物は、海岸景観を阻害することがないように、高さや表示面積などの基準の強化、屋上への設置の抑制、野立て広告物の集約化などを検討します。また、海水浴場等の案内サインや禁止看板などは、できる限り掲出ししないよう努めます。



雲見海水浴場

- ・国道 136 号等の海岸部の道路の防護柵は、地域特性を踏まえつつ、自然景観と調和した、目立たない色彩とします。

エ 美しい星空の保全

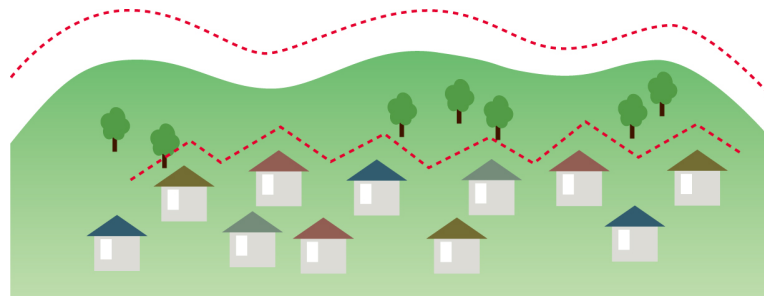
- ・当町の夜間の美しい星空を眺められる景観を保全するために、防犯や夜間の安全確保に十分配慮しつつ、集落地内の建築物等を照らす光や外灯等が必要以上に明るくならないよう配慮するとともに、空に向かって照射するサーチライト等の使用を抑制します。

③自然景観と調和したまち並みを守り育てる

- ・ジオサイトにも指定されている三浦地区は、変化に富んだ海岸線、丘陵地の森林などの美しい自然景観と調和するよう、建築物、工作物、屋外広告物の形態意匠を誘導し、自然景観と調和したまち並み景観の創出を図ります。



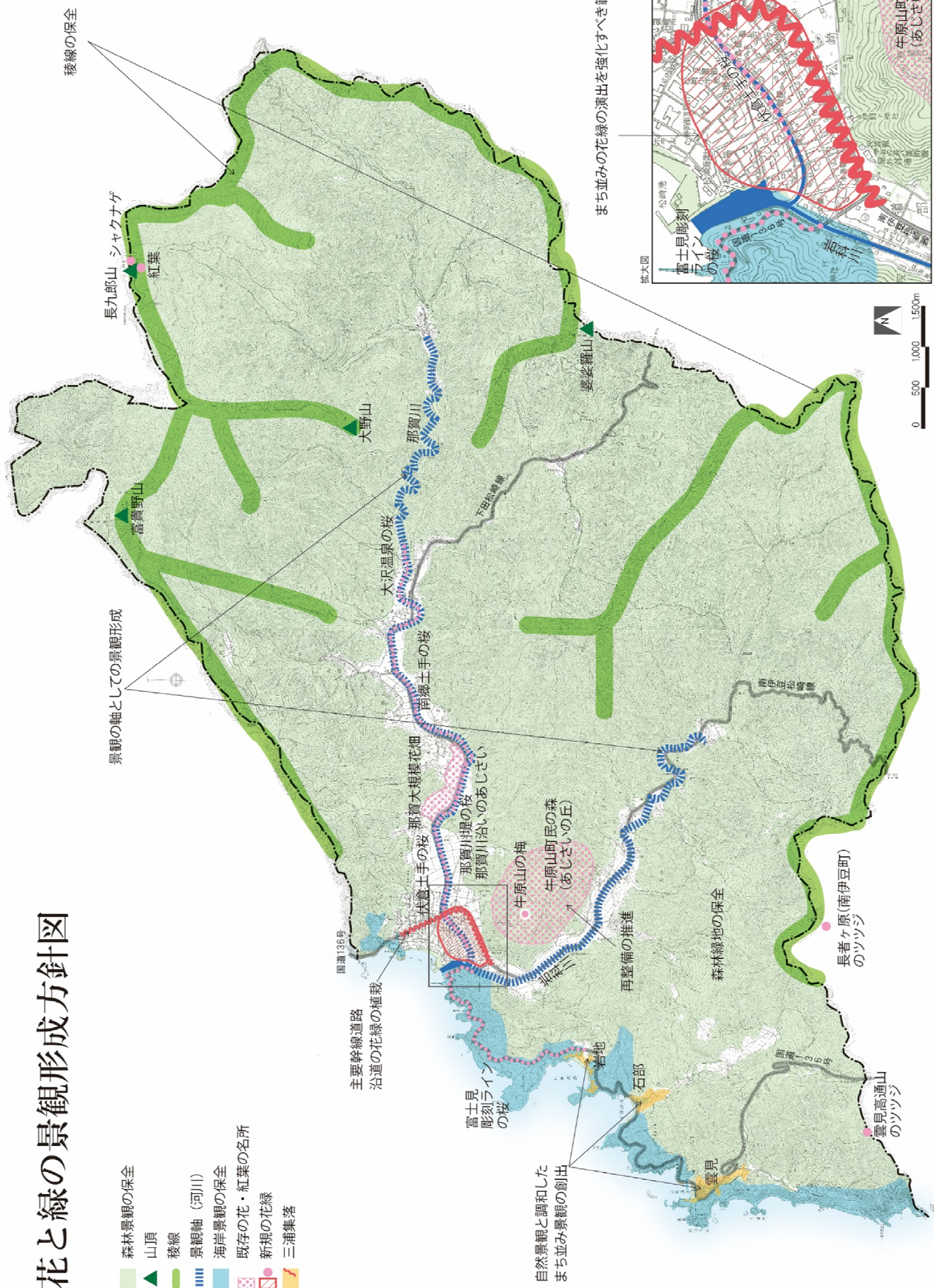
例：自然景観と調和した伊根町伊根浦のまち並み（伊根浦舟屋群等保存会 HP より）



背後の斜面緑地や山並み・スカイラインとの調和に配慮したこう配屋根を基本とする。

- ・屋外広告物は、自然景観と調和するよう、規模や形態意匠を誘導し、むやみな掲出を抑制するとともに、野立て看板については集約化に努め、海水浴場等の付近においては、むやみな案内広告や禁止看板の掲出をできる限り抑制します。
- ・三浦地区内の空き家については、空き家バンクの活用や官民が連携した空き家活用方策の推進を図るとともに、必要に応じて空き家対策特別措置法を活用し適切に対処します。

花と緑の景観形成方針図



【2】 なまこ壁等の歴史と文化を活かした景観を守り育てる

①なまこ壁を活かしたまち並みを守り育てる

ア なまこ壁を守る

- ・町内に現存するなまこ壁の建造物は、個々に実態調査を行い、貴重性の高いものについては、町の支援のもと補修修理等を行い、維持管理を進めます。
- ・現在行われている、住民と行政の協働による、なまこ壁保全活動を継続するとともに、より多くの参加者を得られるよう、積極的な情報発信を行います。
- ・松崎地区、岩科地区等、多数のなまこ壁住宅が集積する地区については、それらの保全に努めるとともに、文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区制度の指定について検討を進めます。
- ・なまこ壁の建造物及びその周辺の空き家については、空き家バンクの活用や官民が連携した空き家活用方策の推進を図るとともに、共同作業場や宿泊施設、飲食施設等として再生して活用を図ります。



なまこ壁の制作体験イベント



空き家である旧石井豆腐店は、協働作業場として再生活用がされる

イ なまこ壁と調和するまち並みを育てる

- ・松崎地区、岩科地区等においては、趣のある木造建築物や石蔵なども見られ、これらは、なまこ壁と調和し、特徴的なまち並み景観の創出の貴重な要素であることから、活用方策を検討しつつ、保全を図ります。
- ・なまこ壁の建造物の景観を阻害しないよう、景観計画（景観法）の運用により、その周辺の建築物、工作物、屋外広告物の形態意匠を誘導し、なまこ壁と調和するまち並み景観の創出を図ります。



中宿通りのまち並み

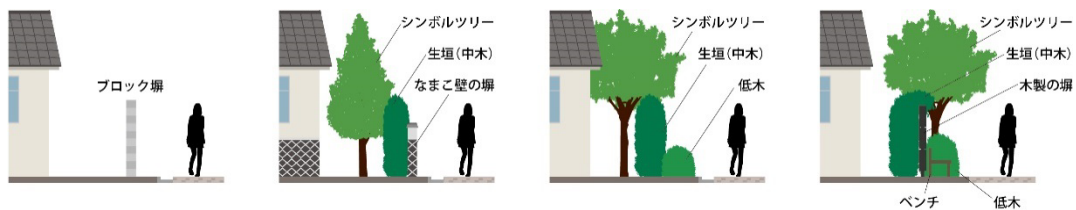
- ・なまこ壁が連続するまち並み、あるいはなまこ壁と調和するまち並みの創出のために、地元工務店等と協働し、外観になまこ壁を取り入れた住宅のデザイン案の作成などを検討します。

○なまこ壁＋植栽で、連続性と統一性を図る



中宿通りの沿道は、なまこ壁と生垣の組み合わせによる塀が多くみられ、趣のあるまち並みが形成されている。

○なまこ壁と調和するまち並みの創出の考え方



ブロック塀のみは、景観的に寂しい雰囲気になる。

生垣＋なまこ壁のセットは、中宿通りでよくみられる松崎らしい美しい景観。

塀を設けない場合は、低木・中木・高木でバランスよく組み合わせで植栽する。

道路境界から壁面が後退している場合は、ベンチや花壇の設置、植栽など、道路と一体的な開かれた空間となるよう配慮する。



中宿通りにおいては、なまこ壁の塀、石や木等の自然素材の塀で趣のある雰囲気演出し、生垣やシンボルツリー、四季折々の草花などを植栽して潤いあるまち並みの創出を図る。

また、塀はなるべく道路境界付近に配置し、塀の高さや生垣の高さを両隣と揃えることにより統一感のあるまち並みの形成を図る。

なまこ壁等の歴史的建造物周辺の建物は、特に歴史的建造物と調和した規模、形態、意匠とし、周辺一帯が調和のとれた、歴史を感じさせる景観形成を図る。

ウ なまこ壁を造る技術を守る

- ・「松崎蔵づくり隊」の活動の活性化を図るとともに、なまこ壁を造る左官技術の保全及び後継者育成について検討を進めます。
- ・なまこ壁の建造物群が、重要伝統的建造物群保存地区等に指定された後は、なまこ壁の左官技術を選定保存技術に指定されることを目指します。



なまこ壁技術の伝承

②歴史、文化を伝える景観を守り活かす

ア 指定文化財等の保存継承

- ・国指定重要文化財である旧岩科学学校をはじめ、県指定文化財の旧依田邸、町指定文化財の旧大沢学舎は、適切に維持保全を図るとともに、周辺道路等の公共施設やまち並みについても、文化財と調和したものとなるよう整備改善や誘導を図ります。



旧依田邸

イ 町の歴史文化を伝える景観の保全継承

- ・歴史を感じる寺社仏閣や岩地の石垣、あるいは映画・ロケ地の舞台等は、当町固有の歴史文化を伝える貴重な景観であることから、できる限り維持保全して、観光交流資源として活用を図ります。
- ・伊豆の長八美術館や「道の駅」花の三聖苑などの当町の文化を伝える貴重な施設であることから、適切な維持管理による保全を図るとともに、これらの施設と調和するよう周辺景観の向上にも配慮し、観光交流資源として活用を図ります。
- ・これらの資源については、必要に応じて景観法に基づく、景観重要建造物及び樹木の指定制度や景観重要公共施設制度の運用により、保全継承を検討するとともに、町独自の優れた景観資源の認定制度の創設を検討します。



「道の駅」花の三聖苑

③文化的な農村景観を守り育てる

ア 文化的な農村景観の保全

- ・石部棚田や山口の農村景観は、当町の歴史文化と生業を伝える非常に美しい景観が広がることから、町の文化的な景観として位置づけ、農地や集落、背後の丘陵地などを一体的に保全継承します。保全にあたっては、景観法等に基づく景観計画制度や景観農業振興地域整備計画制度、重要文化的景観の指定制度を運用し、農地を維持するとともに建築物、工作物の形態意匠を誘導します。



山口の農村景観



外壁で複数の色彩を使用する場合は、色相・明度・彩度の差が大きくなるないようにする。

- ・岩地の集落の周辺には、歴史を感じる石積みの石垣で造られた美しい段々畑があるものの、耕作放棄地であることから、地権者、地域住民が主体となりつつ、都市住民や各種団体、行政と連携し、再生活動に取り組むことを検討します。
- ・農地については、農業活性化方策の推進や認定農業者への農地集積、オーナー制度の運用、体験農業の開催等により、耕作放棄地の発生を防止に努めます。
- ・石部や山口においては、文化的な農村景観を阻害しないよう、むやみな木竹伐採や土石採取、廃棄物の堆積、土地への太陽光発電設備の設置などを抑制します。

イ 文化的な農村景観の保全活用の仕組みの構築

- ・石部棚田については、現在の保全活動を維持することを基本としつつ、棚田景観の貴重性を広くアピールし、より多くの住民や町外の方々、企業、大学等との連携を強化し、保全を進める体制づくりや仕組みづくりを推進します。
- ・岩科の農村景観は、なまこ壁の建造物が重要な構成要素となることから、なまこ壁の保全継承方策を推進します。

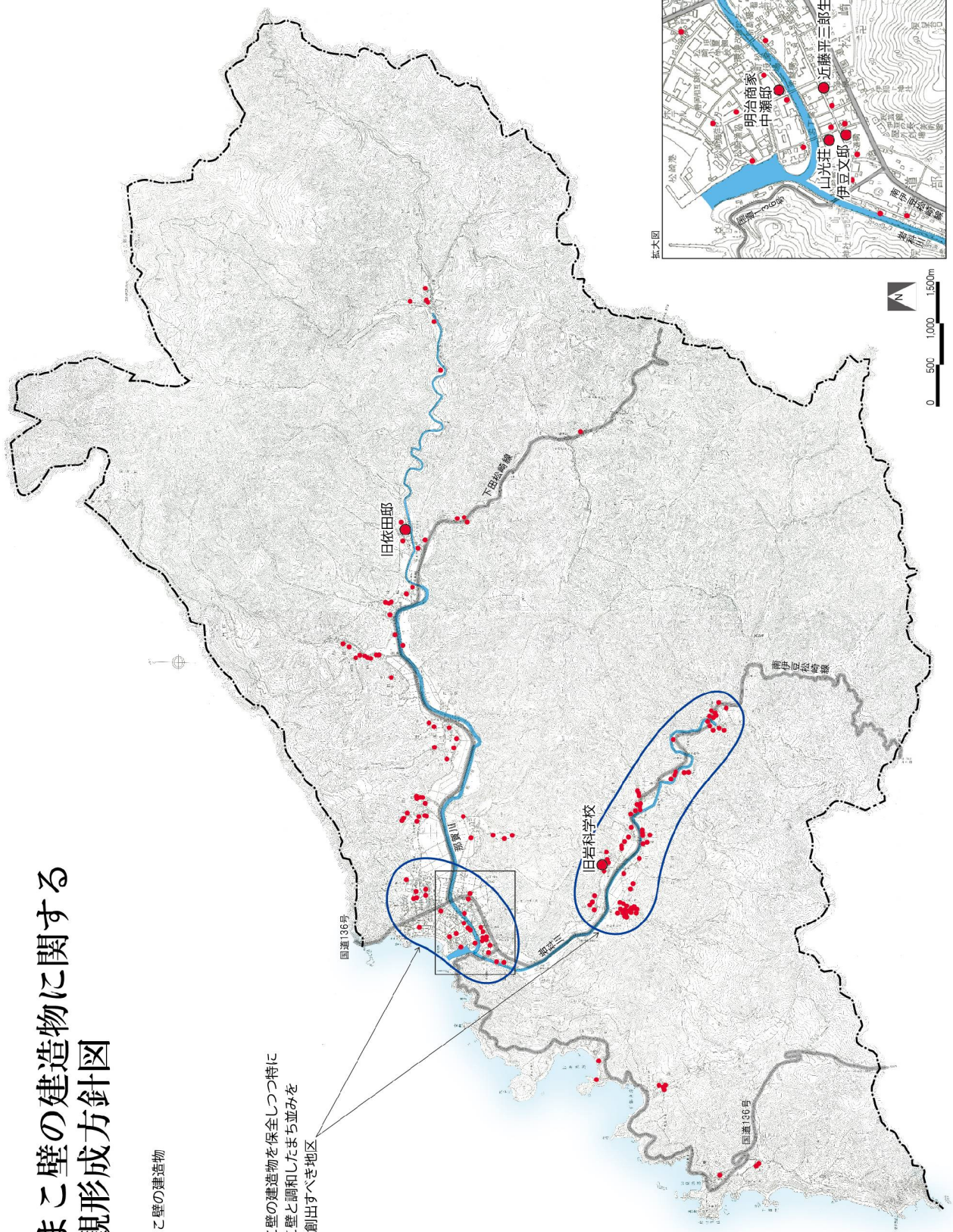


石部棚田 田植体験

なまこ壁の建造物に関する 景観形成方針図

● なまこ壁の建造物

なまこ壁の建造物を保全しつつ特に
なまこ壁と調和したまち並みを
保全・創出すべき地区



【3】 来訪者をもてなし住みよいまちの景観を育てる

①魅力あふれるまちの景観を育てる

ア 拠点地区の景観の向上

- ・松崎町役場周辺のまちの中心部となる一帯は、住民活動の利便性の向上に配慮しつつ、観光交流の拠点の役割を担うところであることから、まちのイメージアップにつながるよう、なまこ壁等と調和したまち並みの誘導、周辺のまち並みや自然景観と調和した公共施設の整備、花緑の植栽などを進めます。
- ・主要幹線道路の行政界付近の町の玄関口と位置付けられる地区においては、松崎町に訪れたことが分かるよう、まちのイメージを発信する質の高いシンボリックな景観づくりを進めます。

◆まちのイメージ向上を図る効果的な手法◆

- ①いりえ橋や浜丁橋、ときわ大橋、宮の前橋など、橋の上や橋の袂は散策路の視点場となるため、魅力ある眺望景観を創出することにより、まちのイメージアップにつながります。

○橋上や橋の袂からの眺望景観を大切にする



山並みと建物が調和し、美しい水辺景観が形成されている。
(いりえ橋)



商業施設の彩度の高い色彩が自然景観と調和していない。
(宮の前橋)



橋の袂が美しいと、魅力ある風景が生まれる。
(浜丁橋)



船溜まりの景観は、周辺のまち並みを良くすることでさらに魅力ある空間となる。
(いりえ橋)



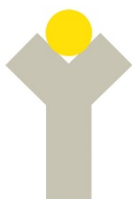
河川沿いの桜並木により建物が遮蔽され良好な景観が保たれている。
(宮の前橋)



河川沿いにある駐車場は、緑化で遮蔽され、河川景観を損ねない工夫がされている。
(那賀川)

② T字路やY字路、十字路などの交差点付近は、人の視線が集まりやすい景観形成の要所であるため、景観への配慮が必要です。交差点角地等にある樹木や社寺などの歴史的建造物は魅力的なランドマークになるため、それらを活かした沿道景観づくりをすることにより、まち並みに奥行きと魅力ある風景が生まれ、来訪者の回遊性の向上が期待されます。

○アイストップとなる場所を活かし、魅力ある沿道景観をつくる



洪川地蔵尊がアイストップとなり、背後の緑と調和し良好な景観が保たれている。沿道の住宅敷地は、樹木や花等による緑化に努める。
(中宿通り)



浄泉寺の門がアイストップとなり、沿道のなまこ壁とのコントラストが美しい。右側のフェンスなどを工夫することで、さらに魅力ある景観がつけられる。
(なまこ壁通り)



春城院の松がアイストップとなり、まち並みに奥行きを与えている。沿道景観に配慮することで、歩きたくない道になる。



十字路角地にある住宅は、なまこ壁の塀と管理の行き届いた植栽が、松崎らしさを演出している。
(中宿通り)



Y字路にあるレトロな建物が、なつかしい昭和の商店街の雰囲気を出している。
(新浜コミュニティ通り商店街)



伊那下神社の鳥居がアイストップとなり、手前のなまこ壁と合わせて歴史を感じさせる。中宿通りから伊那下神社へ続く通りとして、景観への配慮が求められる。

イ 商業景観の保全と向上

- ・新浜コミュニティ通り商店街やときわ大橋通り商店街は、レトロ感のあるまち並みを阻害することがないように、建築物、工作物の維持管理及び形態意匠の誘導を図るとともに、外観と調和した店舗演出や商品陳列などに努め、建物周囲の美化清掃に努めます。



新浜コミュニティ通り商店街

○ “昭和レトロ” をまち並みに活かしていく



モルタル塗りの外壁と洋風の窓が、昭和レトロの雰囲気を醸し出している。



昔ながらの看板は、シンプルなデザインで古い木造建築物に馴染んでいる。



白い壁に赤い屋根が映える古い木造建築は、エントランスの緑とのコントラストが美しい。

○古い建物を店舗として再生し、外観と調和した魅力的な演出をする



古いなまこ壁建築を改装し、食事処などに活用している。(蔵ら)



石蔵を改装し、ギャラリーカフェとして活用している。(丸平)

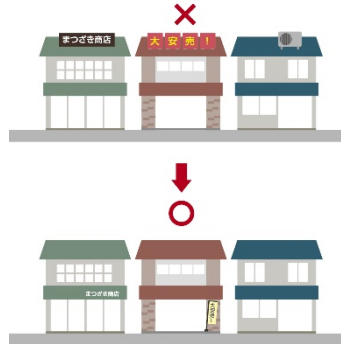


木造の民家を改装し、ギャラリーとして活用している。(わかば)

- ・松崎地区内の国道 136 号沿道の商業店舗が集積する区間においては、なまこ壁をイメージした外灯や欄干などと調和を図るとともに、統一感を創出するよう建築物や工作物、屋外広告物の形態意匠を誘導します。



なまこデザインの街灯が、まち並みの中で、目立たず活かされていない



建築物の上部が複雑な形や不揃いであったり、付属物を上部に設置すると雑然とした景観となるため、なるべく通りから見えないように配慮するとともに、建築物の上部もスカイラインを乱さない形状にする。

- ・商店街や国道 136 号沿道の商業店舗集積地における空き店舗については、空き家バンクの活用や官民が連携した空き家活用方策の推進を図るとともに、必要に応じて空き家対策特別措置法に基づき適切に対処します。

②世界でいちばん富士山がきれいに見える町を守り育てる

ア. 富士山の眺望景観を守る

- ・眺望地点からの良好な富士山の眺望景観の保全を図るよう、眺望景観の範囲内において、建築物等の形態意匠の誘導を図るとともに、太陽光発電施設や風力発電施設の設置を抑制するとともに、大規模な木竹伐採や土石採取の行為を防止します。
- ・眺望地点は、周囲の自然景観と調和した良好な空間となるよう、広場の整備、舗装や防護柵の改修、ベンチなどの休憩施設の設置を進めるとともに、富士山の眺望点であることを示す、案内看板などの設置を進めます。
- ・眺望地点から富士山の眺望景観を常に確保するために、周辺部の樹木が繁茂しないよう、適切な維持管理を継続します。
- ・眺望地点においては、誰もが容易に訪れることができるよう、駐車場の設置、アクセス道路や歩道の改善などを行います。



富士見彫刻ラインからの富士山

- ・国道 136 号の多様な場所から、富士山の眺望景観あるいは良好な伊豆西海岸のリアス式海岸の地形を眺めることができるよう、道路上から眺望方向の樹木を伐採したり繁茂したりしないよう維持管理を行います。

イ. 眺望景観を活かす

- ・富士山以外の優れた眺望について、保全と活用を図るために、住民意向を踏まえつつ眺望点として位置付ける仕組みを検討します。
- ・富士山眺望点のマップやカレンダー等を作成し、住民や町外への情報発信を積極的に行い、町の貴重な交流拠点として活用します。



浅間神社からの展望

③交流を促す景観を育てる

ア 観光交流拠点やジオサイト等の景観の向上

- ・重要文化財旧岩科学学校周辺、「道の駅」花の三聖苑周辺、那賀の大規模花畑周辺、牛原山町民の森、石部棚田、三浦地区は観光交流拠点として位置づけ、適切な維持管理を進めるとともに、その周辺においても個々の施設と調和した公共空間の改善やまち並み景観の誘導、屋外広告物の誘導等により、魅力の向上を図ります。
- ・県道下田松崎線と県道南伊豆松崎線の沿道にある防護柵は、観光客が大規模花畑や文化的な農村景観を眺めることができるよう、できる限り透過性の高いタイプ（ガードワイヤー、ガードパイプ）を使用するよう県との連携を図ります。



重要文化財旧岩科学学校



透過性の高いガードパイプ

イ 散策路やハイキングコースの活用

- ・集落内や自然公園区域、山林内にある既存の散策路やハイキングコースは、安全対策に十分留意しつつ、必要に応じてルートの変更や新規ルートの設定を行うとともに、路面の改修、案内板の設置等の改善を行い、コースの魅力を高めつつ、にぎわい景観の創出に繋がります。
- ・使われなくなった炭焼き道や生活道の古道を再生活用したマウンテンバイクツアー等の支援により、里山の維持管理と交流人口の拡大を図ります。

ウ 祭事やイベントの活用

- ・秋祭りや岩地・諸石神社の岩地梵天まつりなどの伝統芸能の祭り、どんど焼きなどの地域の祭り、三聖まつりや長八まつりなどのイベント等、現在開催されている祭事やイベントは継続的に開催し、にぎわいある景観を創出します。
- ・石部棚田の田植え、稲刈り体験やシーカヤック体験、果物狩りなど、現在行われている良好な自然景観を活かした体験などは継続的に開催するとともに、体験メニューの拡大を図り、にぎわいある景観を創出します。



シーカヤックマラソン

④にぎわいの基礎となる公共空間の景観を育てる

ア 公共建築物景観の向上

- ・公共建築物については、なまこ壁のまち並みや自然景観等、地域の景観特性と調和する形態意匠とするよう努めます。また、町の公共建築物のデザインガイドライン等の策定を検討します。



外壁の漆喰のレリーフとなまこ壁のデザインが松崎らしさを醸し出している

イ 道路と沿道景観の向上

- ・住民、来訪者が利用する主要幹線道路である国道136号や県道下田松崎線、県道南伊豆松崎線は、当町の道路軸として位置づけ、利用者への町のイメージアップのために、道路施設の意匠や色彩などについて配慮するとともに、沿道の建築物は、なまこ壁や自然景観等の地域特性を踏まえた、統一感のあるまち並みとなるよう誘導します。
- ・国道136号等の道路軸や富士山等の眺望点、旧岩科学学校周辺等の観光交流拠点等から眺めることができる防護柵、橋梁、外灯などの道路施設は、「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)/静岡県発行」に配慮しつつ、なまこ壁や海、山、川の自然景観と調和するよう形態意匠を改善します。



例：彩度の高いカラー舗装が周辺と調和していない(町外)

- ・道路上に自転車道や安全帯を示すカラー塗装を行う場合は、安全性に配慮するとともに、派手な色彩の使用を避け、周辺のまち並みや自然景観と調和した落ち着いた色彩を使用します。
- ・道路の沿道、高架道路下等においては、雑草や散乱ごみがないよう、住民と行政が連携し、美化清掃に努めます。



花の日の一斉掃除

ウ その他の公共施設景観の向上

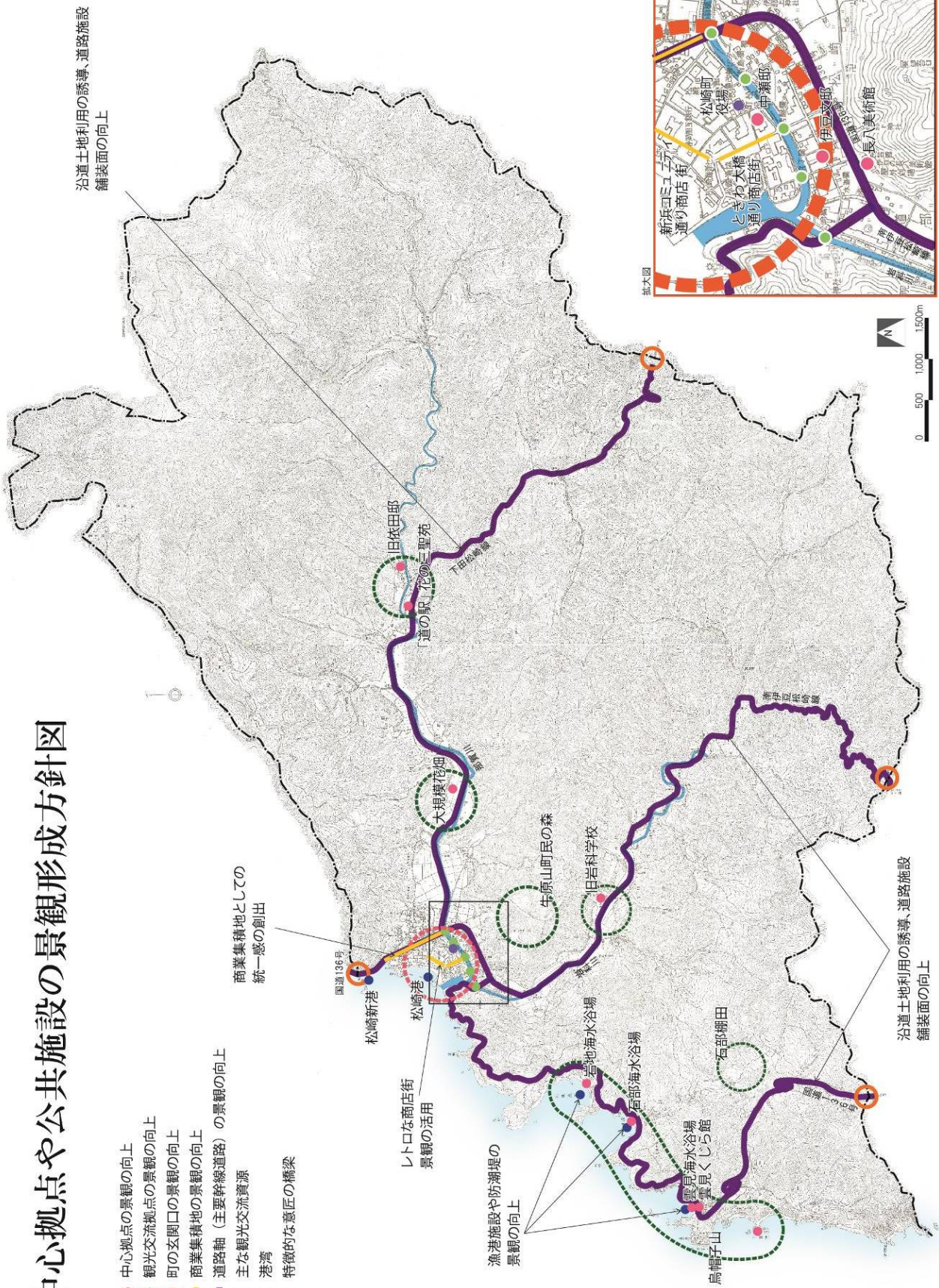
- ・国道 136 号等の道路軸や富士山の眺望点、旧岩科学学校周辺等の観光交流拠点等から眺めることができる河川構造物等の公共施設は、「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）／静岡県発行」に配慮しつつ、なまこ壁や海、山、川の自然景観と調和するよう形態意匠を改善します。
- ・松崎地区の河川を渡る桥梁の欄干は、特徴的な意匠が多く、周辺のなまこ壁のまち並みとも調和されていることから、保全を図るとともにアピールに努め、交流資源として活用します。
- ・松崎地区や三浦地区の漁港施設や防潮堤については、漁港機能や防災機能の維持向上を優先しつつ、できる限り周辺景観と調和した構造や形態意匠とするとともに、潤いの創出に努めます。
- ・なまこ壁通りや山口の農村集落等の、当町の中心拠点や観光交流拠点においては、電線・電柱の地中化や電柱の移設、あるいは電柱の色彩変更等により、電線や電柱が目立たなくなるよう検討します。
- ・案内地図や方向案内などの公共サインは、まち並みとの調和、ユニバーサルデザインへの配慮、意匠の統一感の創出のために、デザインガイドライン等を検討し、これに基づき整備改修を進めます。また、交通標識や道路案内標識においても、その機能の維持に十分留意しつつ、必要な手続きを経て、規模の縮小や色彩の変更を進めていきます。



ときわ大橋の特徴的な意匠

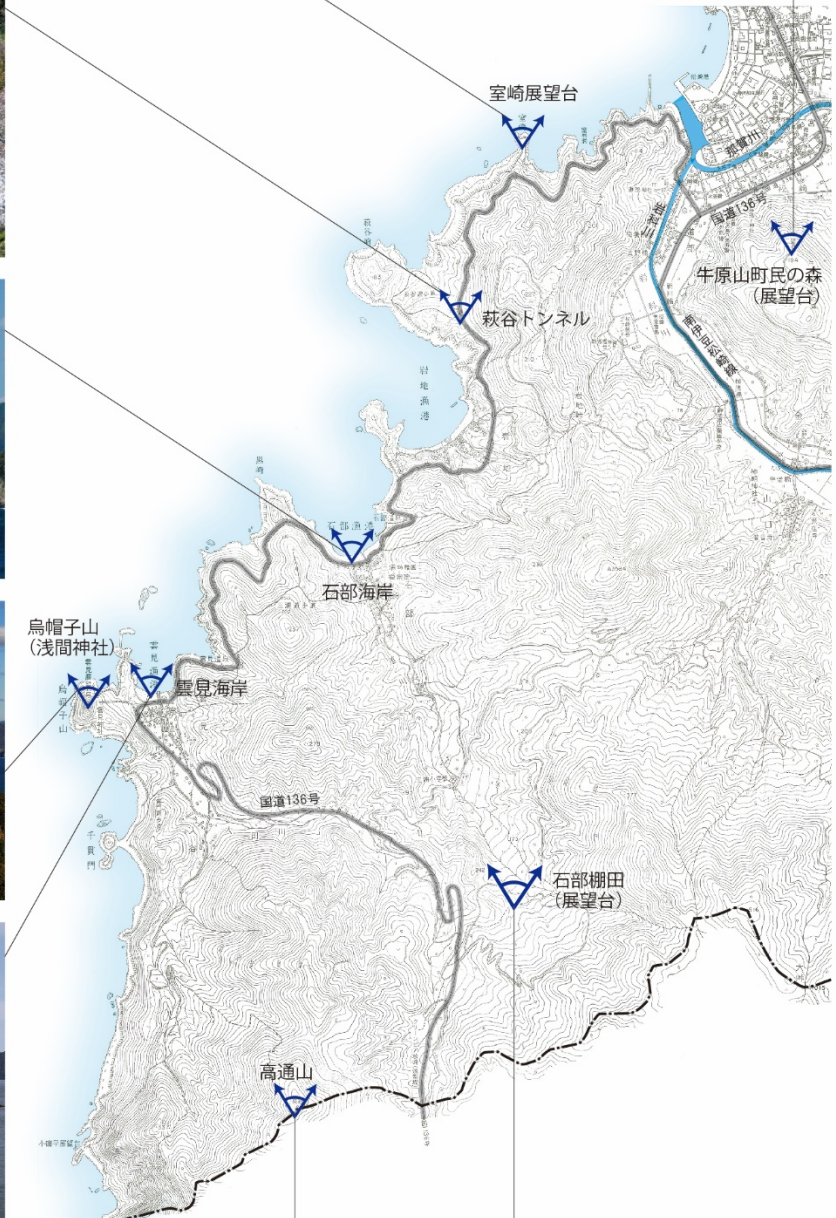
中心拠点や公共施設の景観形成方針図

- 中心拠点の景観の向上
- 観光交流拠点の景観の向上
- 町の玄関口の景観の向上
- 商業集積地の景観の向上
- 道路軸（主要幹線道路）の景観の向上
- 主な観光交流資源
- 港湾
- 特徴的な意匠の橋梁

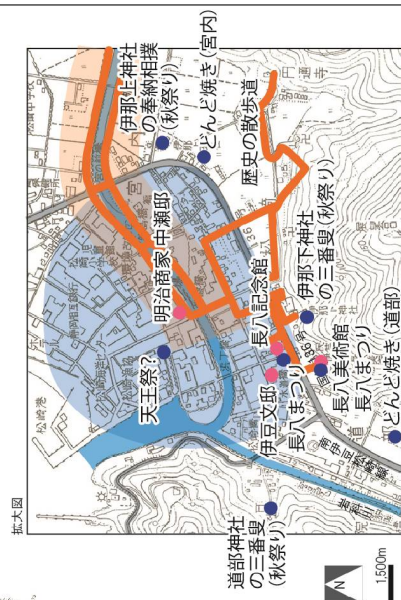


良好な富士山の眺望点位置図

富士山の眺望



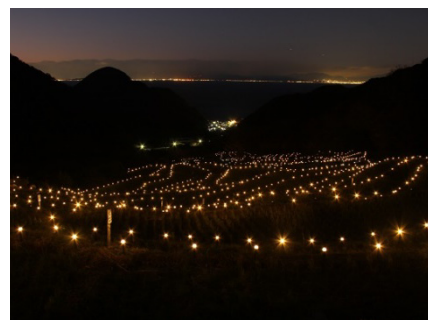
- 温泉場
- 海水浴場
- 公園・オートキャンプ場
- 主な観光交流施設
- ジオサイト
- 花・紅葉の名所
- ハイキングコース
- 祭事・イベント(図示できるものに限る)



【4】 文化度の高い住民性を景観づくりに活かす

① 住民活動による景観づくりの推進

- ・ 住民が主体的に行う海岸の美化清掃活動、住民と行政の連携で行うなまこ壁クリーニングや、松崎町まちづくりやろうじゃ協議会、松崎町花の会、松崎町さくら会の活動など、現在行われている住民や地域に係る景観形成の活動については、継続的な推進に努めるよう、必要な支援を進めます。



石部の灯り

- ・ 那賀川のリバーフレンドシップ制度やアダプトロードプログラムの実施、あるいは国道 136 号沿道の屋外広告物の除去活動など、特定の自治会や活動団体によって行われている景観形成に係る活動については、継続的な活動の推進を支援するとともに、その他の自治会等でも実施するよう努めます。

② 住民、事業者、行政の意識の醸成を図る

- ・ できるだけ多くの住民に、町の景観の素晴らしさと景観形成の取組みの必要性を周知していくために、自治会単位で景観について学び、考えるためのワークショップの開催などを検討します。
- ・ スケッチコンクールや写真コンクール等のイベントや表彰事業等の継続的開催を図り、住民及び来訪者に当町の景観の魅力を発掘、情報発信を行うことにより、ふるさとの素晴らしさの再発見を促し、住民の郷土愛の醸成を図ります。
- ・ 住民に周知されていない、眺望景観や景勝地、古い建造物等、あるいはドラマや映画のロケ地等、町に埋もれている良好な景観資産が多数あることから、これらを町が優れた景観資産として認定する仕組みを構築し、住民などに情報発信することにより意識の醸成を図り、観光資源などとして活用します。
- ・ 現在実施されている施策の継続的推進を図るとともに、広報紙・ウェブサイトなどによる情報の受発信、講演会・シンポジウムなどの開催、表彰制度の創設など、多様な施策を推進します。



スケッチの風景

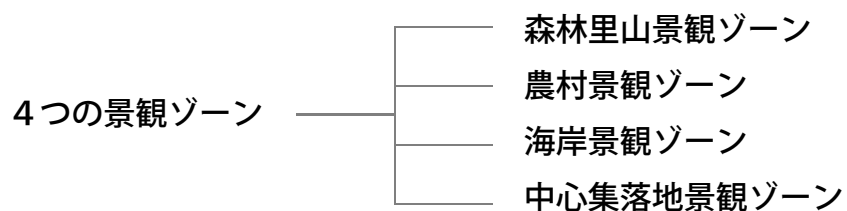
③景観に関する活動団体等の育成

- ・住民、事業者、行政の意識の醸成方策を経て、景観形成に係る活動団体が発足した際には、これらの団体を町で認定し、景観的な情報提供や活動費補助など、必要な支援をするなど、行政と連携した活動を展開できる新たな仕組みづくりを進めます。
- ・景観形成に係る住民や住民団体等が一同に会し、情報交換したり、町の景観について考えたりするためのネットワークの構築を検討します。

3) 土地利用別の基本方針

(1) 土地利用の区分

景観形成の目標を達成するために、土地利用や現況の特性に合わせて、町域を4つの景観ゾーンに区分し、各景観ゾーンの基本方針を示します。



（２）土地利用別の基本方針の内容

土地利用（ゾーン）ごとの景観形成の基本方針については、景観特性別の基本方針と整合を図りつつ、土地利用（ゾーン）ごとの景観形成の取組みとして特に必要な内容を整理しています。

【１】 森林里山景観ゾーン

①対象区域

当町に豊かな緑と良好な自然環境を提供している森林や集落背後の里地里山を基本とし、森林内に介在する農地や集落を含む区域です。



対象区域図

②景観形成方針

- ・長九郎山や婆娑羅山などの山々や丘陵地の緑と起伏ある地形、あるいは長九郎山のシヤクナゲや那賀川のホタル等の良好な自然環境の保全を図ります。
- ・山並みの稜線は、当町の緩やかな山並み景観を構成する重要な部分であることから、保全に努め、建築行為、建設行為をできる限り抑制し、やむを得ず施設等を建設する場合は、施設等は周囲の山並みや森林景観に隠れるような配置や形態とし、できる限り見えにくくなるよう努めます。
- ・丘陵地の裾野部分については、適切な維持管理を進め、斜面緑地の保全を図るとともに、建築物・工作物等は、高さを抑えつつ、周囲の森林や集落地景観と調和する形態意匠とし、森林景観の中で突出した印象にならないよう努めます。
- ・中川地区や岩科地区の農村景観ゾーンの集落を囲む里地里山は、放置竹林の解消体験、里山体験や自然遊び体験の実施等、活用方策を検討し、適切な維持管理を進め、良好な里地里山景観の保全継承を図ります。
- ・山口や八木山のなまこ壁が集積する集落については、なまこ壁のまち並み景観の保全継承を図るために、伝統的建造物群保存地区としての指定を検討します。
- ・大規模な造成等が行われる際には、起伏ある地形が喪失することがないように、長大な法面の発生等を防止するとともに、法面緑化等に努めます。
- ・土石の採取や廃棄物等の堆積、土地に太陽光発電設備を設置する場合、行為地が道路上などから見えない場所で行うとともに、やむを得ない場合は、行為地を樹木の

植栽や木塀で囲う等の処理を施し、施工後は緑化を図ります。

- ・森林内に見える道路の白いガードレールは、遠景からも非常に目立つことから、「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）／静岡県発行」に配慮しつつ、森林景観と調和するよう誘導します。
- ・森林内の散策道の活用、森林体験や自然体験等の実施等、住民や来訪者による森林の活用方策の推進により、森林の現状や課題の理解を促し、多様な人が係る維持管理の仕組みづくりへとつなげていきます。

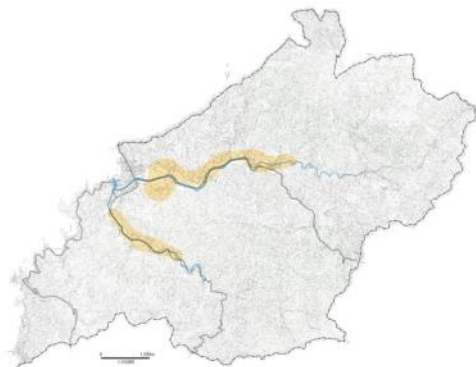
【2】 農村景観ゾーン

①対象区域

中川地区の大規模花畑や岩科地区の文化的農村景観が広がる農地等と集落を含む区域です。

②景観形成方針

- ・山口等、農地と調和する集落地及びなまこ壁の建造物等、文化的で特徴的な農村景観が広がる地区については、農村景観の保全を図ります。
- ・農地については、農業振興方策、あるいは体験農業やオーナー制度等の活用により、耕作放棄地の発生を防止し、農地としての維持に努めます。
- ・耕作放棄地及び農閑期の農地においては、レンゲやコスモス等の景観作物を栽培します。特に那賀においては、農閑期の大規模花畑の保全継承を図るよう、景観農業振興地域整備計画の運用を検討します。
- ・河川や水路は農村景観と調和するよう、地域住民の意向を踏まえつつ、自然環境の保全に配慮した護岸等として整備改修に努めます。
- ・新規の建築物は、既存集落から極端に離れないよう配置し、集落地としてのまとまりを維持するとともに、周囲の農地や背後の斜面緑地などの自然景観と調和するよう、建築物の高さや形態意匠を誘導します。
- ・山口のなまこ壁が集積する集落と周囲の一带の農地については、当町の文化と生業



対象区域図

を継承する文化的景観として位置づけ、景観農業振興地域整備計画制度の運用や重要文化的景観、伝統的建造物群保存地区の指定を検討します。

- ・土石の採取や廃棄物等の堆積、太陽光発電設備の地上への設置等の行為は、できるだけ抑制するとともに、やむを得ない場合、行為地が道路上などから見えない場所で行う、または、行為地を樹木の植栽や木塀で囲う等の処理を施すよう努めます。
- ・農地内に見える防護柵の白いガードレール等は、遠景からも非常に目立つことから、「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）／静岡県発行」に配慮しつつ、農地景観や背後の森林景観と調和するよう改善します。
- ・屋外広告物について、農地や集落地景観と調和するよう配慮しつつ、できるだけ目立ちすぎないような形態意匠とします。特に野立て広告物は、できるだけ掲出を抑制するよう努めるとともに、やむを得ない場合は、集約化を誘導します



例：斜面緑地の太陽光パネルが景観を損ねている（町外）

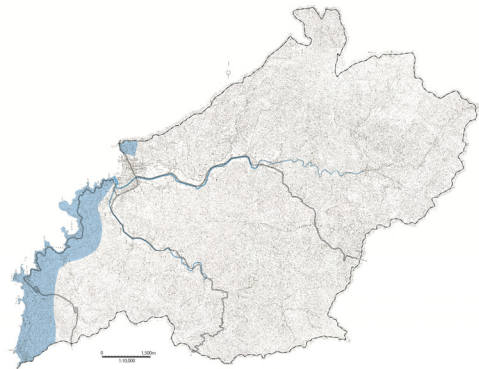


美しい農村景観の中で、白いフェンスやガードレールが目立っている

【3】 海岸景観ゾーン

①対象区域

概ね海岸沿いの富士箱根伊豆国立公園区域、名勝伊豆西南海岸区域に指定されている区域です。



対象区域図

②景観形成方針

- ・駿河湾や変化に富んだ海岸線の地形、豊かな緑等、自然公園法に基づき美しい海岸部の自然景観の保全を図るとともに、より良好な景観となるよう向上を図ります。
 - ・岩地・石部・雲見の三浦地区は、海岸線、緑地景観と調和するよう、建築物、工作物、屋外広告物の形態意匠を誘導し、自然景観と調和したまち並み景観の創出を図ります。
 - ・岩地・石部・雲見にそれぞれある海水浴場は、海浜環境の保全を図りつつ、案内サインや禁止看板などは、できる限り掲出しないよう努めます。
 - ・漁港施設や防潮堤については、漁港機能や防災機能の維持向上を優先しつつ、できる限り周辺の自然環境と調和した構造や形態意匠とするとともに、潤いの創出に努めます。
 - ・屋外広告物について、海岸部の自然景観と農地や集落地景観と調和するよう配慮しつつ、できるだけ目立ちすぎない形態意匠とするよう誘導します。
- 国道 136 号沿道では、野立て広告物の掲出の抑制に努めつつ、集約化を誘導します。
- ・国道 136 号沿道防護柵の白いガードレール等は、遠景からも非常に目立つことから、「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）／静岡県発行」に配慮しつつ、海岸景観や緑地景観と調和するよう県との連携を図ります。
 - ・国道 136 号の多様な場所から、富士山の眺望景観あるいは良好な西海岸の入り組んだ地形を眺めることができるよう、道路上から眺望方向の樹木の伐採や繁茂しないよう維持管理を行います。



沿岸部の建物は、山並みの稜線を乱さないよう位置や高さ、形態に配慮する



多すぎる禁止看板等は、来訪者に不快感を与える恐れがある

- ・土地への太陽光発電設備の設置について、良好な海岸景観を阻害しないよう、抑制します。やむを得ず行う場合は、周囲を樹木で囲うなどし、見え難くなるよう誘導します。

【4】 中心集落地景観ゾーン

①対象区域

松崎地区の役場等の主要公共施設が集積する、町の中心部となる区域です。



対象区域図

②景観形成方針

- ・町の中心部である松崎地区の集落地は、中心集落地として位置づけ、生活しやすい落ち着いた景観の創出に配慮しつつ、歴史、文化が香る賑わいある景観づくりを進めます。
- ・なまこ壁の建造物や木造古民家等、歴史文化を感じる建築物、工作物は、住民団体や専門家等、多様な主体と連携し適切な維持保全を図るとともに、その他の建築物、工作物及び屋外広告物は、これらの建築物等と調和するよう、規模や形態意匠を誘導します。
- ・なまこ壁通り周辺のなまこ壁の建造物が集積する集落については、なまこ壁の建造物群景観の保全継承を図るために、伝統的建造物群保存地区としての指定を検討します。
- ・新浜コミュニティ通り商店街やときわ大橋通り商店街のまち並みは、レトロ感のある趣のあるまち並み景観を維持するよう、建築物、工作物の維持管理及び形態意匠の誘導を図るとともに、建物修景や商品陳列などにも工夫します。
- ・松崎地区内の国道 136 号沿道の商業店舗が集積する区間のまち並みについては、なまこ壁をイメージした外灯や欄干などとの調和、商業集積地としての統一感の創出等に配慮し、建築物や工作物、屋外広告物の形態意匠を誘導します。
- ・既存の花壇等の維持管理を継続しつつ、なまこ壁の建造物の周辺や国道 136 号沿道及び公共未利用地などにおいては、新たに花木の植栽や花壇整備等を進めます。
- ・国道 136 号や地区内散策コース沿い、あるいは観光交流拠点の防護柵、橋梁、外灯

などの道路構造物、あるいは河川を渡る橋梁欄干等の河川構造物等は、「ふじのくに
色彩・デザイン指針（社会資本整備）／静岡県発行」に配慮しつつ、なまこ壁のま
ち並みと調和するよう形態意匠を維持管理しつつ、必要に応じて改善を図ります。

- ・廃棄物等の堆積、太陽光発電設備の地上への設置等の行為は、できるだけ抑制する
とともに、やむを得ない場合、行為地が道路上などから見えない場所で行う、また
は、行為地を樹木の植栽や木塀で囲う等の処理を施すよう努めます。

III 景觀形成主要方策

1 景観形成主要方策について

当町の良い景観形成のために、多様な取組みの展開が求められますが、特に重要な事項について、景観形成主要方策として位置づけ、住民、事業者、行政の協働により、計画的かつ総合的に施策の展開を図ります。

法制度を活用した施策	(1) 景観行政団体の認定と景観計画等の策定
	(2) 松崎町まちづくり条例の制定
	(3) 建築物・工作物の景観誘導
	(4) 景観を阻害する行為の誘導
	(5) 特定の地区における良好な景観形成
	(6) 景観農業振興地域整備計画制度の活用
	(7) 景観重要公共施設制度の活用
	(8) 文化財保護法の活用
	(9) 屋外広告物条例の制定
町独自の施策	(1) 自治会単位の景観ワークショップの開催
	(2) (仮称) まつざき景観資産の認定制度の創設
	(3) 景観教育の実践
	(4) 公共案内サインのデザイン統一化
景観形成の体制整備	(1) まつざき景観団体認定制度の創設
	(2) まつざき景観ネットワークの組織
	(3) 景観整備機構の指定
	(4) 松崎町景観審議会の設置

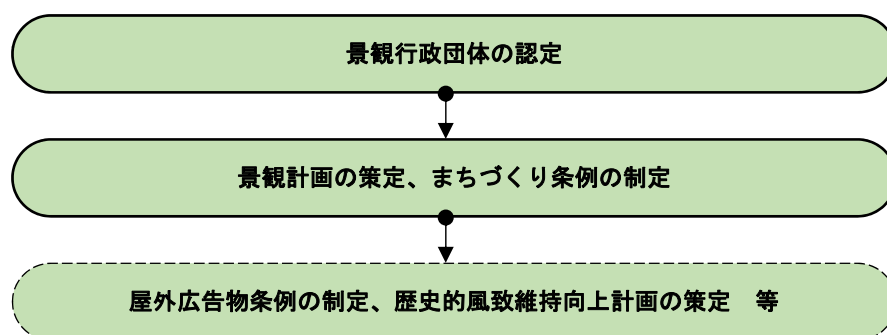
2 景観形成主要方策の内容

1) 法制度を活用した施策

(1) 景観行政団体の認定と景観計画等の策定

当町独自の景観形成施策の展開にあたり、景観法等を積極的に活用していくために、景観法に基づく景観行政団体の認定を受け、松崎町景観計画の策定及び松崎町まちづくり条例（景観条例）の制定を行います。

また、景観計画策定後は、松崎町屋外広告物条例の制定、さらに歴史的風致維持向上計画の策定などを検討し、景観法に関わる諸制度を計画的かつ総合的に活用できる体制を整えます。



- ・景観計画は、景観法に基づく計画です。景観計画制度を運用することにより、次のようなことができます。

- 建築物や工作物の高さや色彩、意匠などを規制、誘導
- 町内の一定地区について、地域特性に合わせて、まち並み景観等の保全、あるいは規制、誘導
- 森林地内の木竹の伐採や土石の採取等の行為について、景観に配慮した規制、誘導
- 景観上重要な建造物や樹木を、永続的に保存する仕組みの設定
- 景観上重要な道路や河川について、景観に配慮した整備、改修をするための約束事の設定
- 屋外広告物の掲出に関して基本的考え方を明記することにより、計画策定後に町独自の屋外広告物条例の制定が可能
- 等

(2) 松崎町まちづくり条例の制定

当町の美しい景観を活かした特徴的なまちづくりを進めていくために、まちづくり条例を制定します。

まちづくり条例は、今後策定を予定している景観法に基づく景観計画を運用するための委任事項を定めるとともに、松崎町固有の美しい景観の保全、継承及び活用を図るための独自制度を位置付け、住民が当町の景観の素晴らしさと貴重性を認識し、誇りを持てるような内容となるよう検討を進めます。

また、制定にあたっては、住民が参画した組織で検討を進めます。

■ 条例の構成案

前 文

- ・現在の松崎の特徴的な景観は、先人たちから継承されたものであり、松崎町の景観の素晴らしさ、貴重性を住民等に周知し、誇りをもって景観形成を進めていく等の旨を記載する。

第1章 総則

- ・条例制定の目的、理念、用語の定義、住民の責務、事業者の責務、行政の責務等について定める。

第2章 景観計画

- ・景観法の委任事項に基づき、届出対象行為、行為の制限の規定、あるいは勧告や変更命令の流れについて定める。
- ・景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定の流れについて定める。

第3章 まつざき景観資産

- ・町内の良好な景観資源を「まつざき景観資産」として認定する流れと認定後の措置について定める。

第4章 住民による景観づくり

- ・まつざき景観団体の認定、まつざき景観ネットワーク、景観整備機構の指定と役割等について定める。

第5章 表彰・助成制度

- ・景観形成に係る個人、団体等に表彰、助成できる仕組みを定める。

第6章 景観審議会

- ・景観審議会の設置、役割等について定める。

雑則

- ・その他

(3) 建築物・工作物の景観誘導

まち並み景観を構成する建築物、あるいは、森林・緑地の中に立地する建築物等のうち、一定規模以上の建築物等については、周辺景観と調和するよう形態意匠などを適切に誘導します。

誘導手法としては、景観法に基づく景観計画を策定し、届出対象行為と行為の制限を定め、規制誘導します。

①建築物・工作物の届出対象行為の案

- ・届出対象行為は、住民意向を踏まえつつ設定することとし、景観計画に明記する現段階における案は次のとおりです。

- ・高さ 10m 以上、または、延べ面積 500 m² 以上の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ・高さ 10m 以上の工作物(垣・さく・擁壁、高架水槽・冷却塔・実験塔・煙突・排気塔、記念塔、電波塔・送電用鉄塔、高架道路・高架鉄道・橋梁・横断歩道橋、太陽光発電施設など)の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

②建築物・工作物の行為の制限の考え方

- ・町域を景観特性等からゾーン区分し、住民の意向を踏まえつつ、行為の制限（景観形成基準）を設定し、規制誘導します。
- ・規制誘導の内容は、次のような考え方にに基づき、設定していくこととします。

■周辺の景観と調和させる

- ・周囲のまち並み景観や背後の自然景観との調和を図るよう、次のような点に配慮して基準を設定します。

- ・周囲のまち並み景観との調和や広がりのある風景に配慮し、高さはできるだけ抑える。
- ・屋根形状は、和風のイメージの創出、既存の建築物との調和、山並みのスカイラインとの調和に配慮し、勾配屋根を基本とする。
- ・地域の既存建築物の屋根や外壁の色彩と同程度の明度や彩度の色彩とすることを基本としつつ、なまこ壁や森林等の自然景観と調和した色彩とする。
- ・建築物の外壁や塀の一部になまこ壁の意匠を使用するよう努める。
- 等

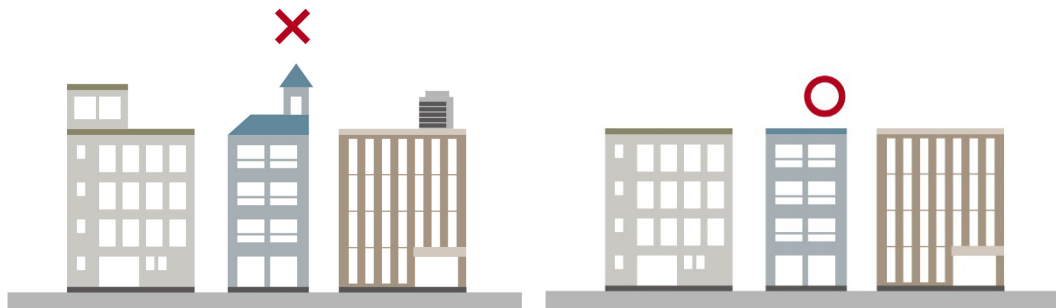
■地域景観の魅力を高める

- ・壁面後退部分などへの花壇の設置、広場や歩道などのオープンスペースの創出など、周辺環境の向上に配慮します。
- ・建築物、工作物の形態意匠について、周辺景観との調和を図ることにより、地域の景観の向上が期待されることから、地域に根付いた樹木の敷地内への植栽や、周辺のまち並みの特徴に合わせた施設デザインなどの導入に配慮します。

■著しく目立たないようにする

- ・中景や遠景で見たとき、建築物が著しく目立つことがないように、次のような点に配慮して基準を設定します。

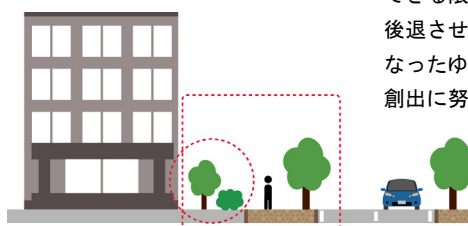
- ・高さや幅をできるだけ抑える。
 - ・景観の中に占める面積割合をできるだけ抑える。
 - ・外観を分節する、陰影や質感を合わせる。
 - ・彩度を抑えたり、色相や明度を合わせたりする。
 - ・植栽などで囲い、目立たなくする。
 - ・建物上部の形態を整え、すっきりした形状とする。
- 等



建築物の上部が複雑な形や不揃いであったり、付属物を上部に設置すると雑然とした景観となるため、なるべく通りから見えないように配慮するとともに、建築物の上部もスカイラインを乱さない形状にする。

■圧迫感を軽減する

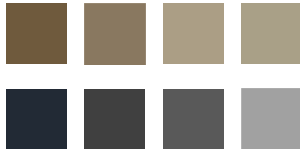
- ・規模が大きい建築物、工作物は、近景で見たとき、圧迫感を与えないように「壁面後退や敷地外周部への修景」などに配慮して基準を設定します。



できる限り壁面の位置を後退させ、歩道と一体となったゆとりある空間の創出に努める。

③建築物・工作物の行為の制限案

- ・町域を景観特性等からゾーン区分し、住民の意向を踏まえつつ、行為の制限（景観形成基準）を設定し、規制誘導します。景観計画に明記する主な内容として、次のようにイメージします。

項目		内容
壁面後退		・道路等公共施設に面する壁面などは後退に努め、修景や広場・歩道上の空間、植栽のための空間を確保する。 ・隣地に面する壁面などは後退する。
外観	高さ	・高さは、地形やまち並みなど周辺景観との調和に配慮し、次のような高さとする。 松崎地区…15m以下 その他の地区…10m以下
	屋根	・勾配屋根を基本としつつ、次のような形状とする。 松崎地区…勾配屋根 その他の地区…傾斜度20° 以上の傾斜屋根 ・屋根材は、瓦屋根あるいは瓦をイメージしたものとする。
	壁面材料	・材料は、外観の変化をすぐに起こさない耐久性、耐候性のあるもの、または年月とともに落ち着いた雰囲気の出るものを使用することを基本としつつ、木、漆喰、瓦等、自然素材の使用に努める。
	色彩	・高彩度色の使用は、できる限り控えるとともに、各地域で次のような色彩を基本とする。 【松崎地区】 ・なまこ壁の建造物等の歴史的なまち並みの落ち着いた雰囲気や品格を継承し、その連続性が確保できるように、低彩度の色彩を用いる。 ・屋根は無彩色の和瓦を基本とし、有彩色の場合は、暗めの色（低明度）が望ましい。 屋根：黒色または銀黒色・いぶし色  ・外壁は寺社建築物や漆喰白壁などの伝統的な様式の建築物は高明度でもよいが、それ以外は中明度で低彩度の暖色系、またはグレー色相が望ましい。 外壁：茶系・グレー  【中川地区、岩科地区】 ・四季の移ろいや時間の経過を通じて変化する微妙で繊細な自然が持つ色に調和するよう、低彩度の色彩を用いる。

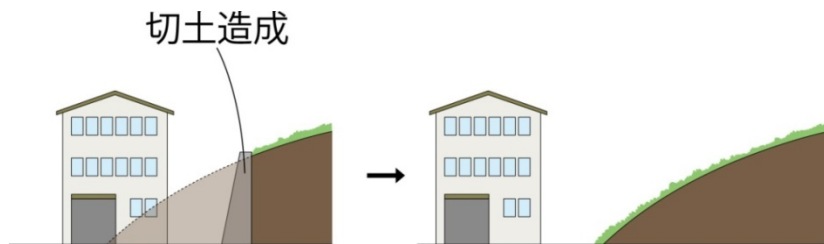
項目		内容	
外観	色彩	・屋根は無彩色の和瓦を基本とし、有彩色の場合は、暗めの色(低明度)が望ましい。 屋根：黒色または銀黒色・いぶし色	・外壁は、寺社建築物や漆喰白壁などの伝統的な様式の建築物は高明度でもよいが、それ以外は、中明度で低彩度の暖色系の色相が望ましい。 外壁：茶系
		【三浦地区(岩地)】 ・地域の特性となる砂や岩の色、背後の石垣などの景観と馴染み、海岸部の明るく開放的なイメージを演出する色を用いる。ただし、安易に鮮やかな色(高彩度)を用いないようにする。県道からの見え方に配慮する。	
		・屋根は瓦を基本とし、オレンジ系またはグレー系とする。 屋根：オレンジ系、グレー系	・外壁は明るめのベージュ系とする。 外壁：明るめのベージュ
		【三浦地区(石部・雲見)】 ・地域の特性となる砂や岩の色、背後の山並みなどの自然景観と馴染む暖色系の色彩が望ましい。	
		・屋根は無彩色の和瓦を基本とし、有彩色の場合は、暗めの色(低明度)が望ましい。 屋根：黒色または銀黒色・いぶし色	・外壁は、密集した民宿街においては、明るめのベージュ系統とし、それ以外は、中明度で低彩度の暖色系の色相が望ましい。 外壁：茶系・明るめのベージュ
	・アクセントカラーの使用は、見付面積の1/10以内とする。		
	意匠	・松崎地区、岩科地区においては、外観の一部に、なまこ壁の意匠を取り入れるよう努める。	
付帯設備		・屋上に設ける設備(給配水管、ダクト、受水槽、冷却塔、アンテナなど)は、外部から見えにくい場所に設置する、または目隠しなどにより見えないようにする。 ・外壁に取り付ける設備や配管は、建築物と一体的な外観とする、または目隠しなどにより見えないようにする。 ・屋外階段、立体駐車施設などは、建築物と一体的な外観となるようにする。	
垣柵		・道路等に面する柵などの施設は、建物本体や周辺のまち並みと調和に配慮するよう形態や色彩を工夫し、圧迫感のないものとする。 ・松崎地区においては、塀の一部になまこ壁の意匠を取り入れる工夫に努める。	

(4) 景観を阻害する行為の誘導

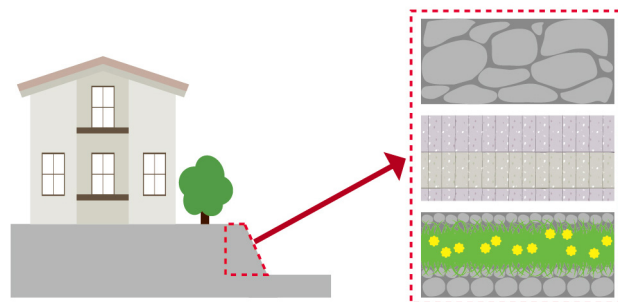
森林内の土石等の採取や木竹の伐採、耕作放棄地に設置される可能性のある太陽光発電設備、集落内でも行われる再生資源や廃棄物の堆積などの行為は、良好な景観を容易に阻害することから、景観法に基づく景観計画に届出対象行為と行為の制限事項を設定し、景観を著しく阻害することがないように適切に誘導します。

■ 開発行為

届出対象となる規模等の案	行為の制限内容の案
施行区域の面積が500㎡以上のもの。	・できる限り現況の地形を活かし、大規模な法面または擁壁が生じないようにする。 ・法面は、緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化に努める。 ・擁壁は、周辺景観と調和するよう、素材や表面処理の工夫、前面の緑化などに努める。 等



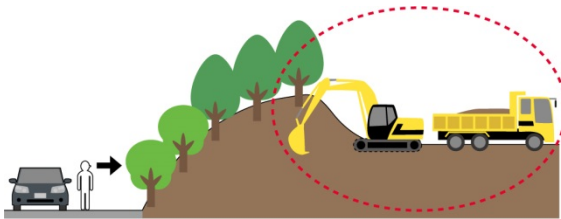
できる限り現況の地形を生かし、大規模な法面または擁壁が生じないようにする。



擁壁は、周辺のまち並みや自然環境と調和するよう、石積み・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景を行い、景観的に調和させる。

■土石の採取、木竹の伐採、屋外における物件の堆積

届出対象となる 規模等の案	行為の制限内容の案
施行区域の面積が 500 m ² 以上のもの。	・行為の位置は道路などの公共施設からできるだけ見えない位置とする。 ・やむを得ず道路などの公共施設から見える場合、敷地の周囲を植栽などにより遮へいする。 ・行為の跡地は、周辺の植生と調和した樹種により緑化に努める。 等



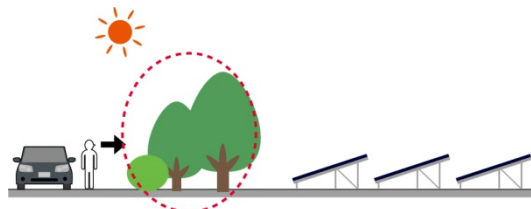
道路などから見えない位置を行為地に選定する。



行為が道路から直接見えないよう植栽などにより遮へいする。

■土地に自立して設置する太陽光発電設備

届出対象となる 規模等の案	行為の制限内容の案
モジュールの合計面積が 500 m ² 以上のもの。	・太陽光電池モジュールの色彩は、黒、濃紺色を基調とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。 ・フレーム、架台、パワーコンディショナーなどの附属施設の色彩は、モジュール部分と同等のものとする。 ・敷地境界から後退し、植栽やフェンスなどで目隠しを行う。 等



道路などから見えない位置に設置する。
あるいは太陽光発電設備が道路から直接見えないよう植栽などにより遮へいする。

(5) 特定の地区における良好な景観形成

当町の中で、特に先導的かつ重点的に景観形成を図るべき地区は、「景観形成重点地区」として位置づけ、地区単位で景観形成を進めていきます。

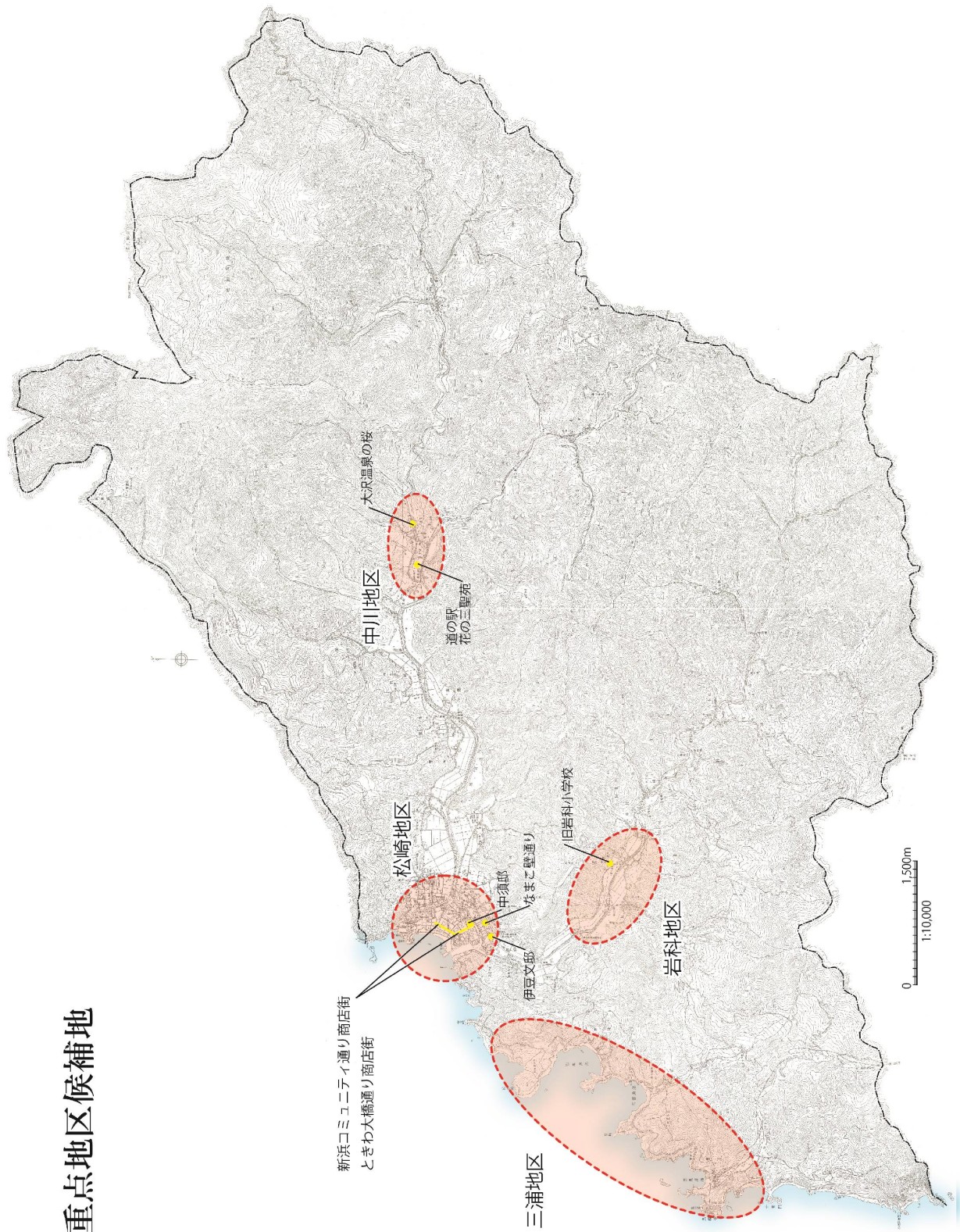
重点地区については、景観計画に届出対象行為と行為の制限を設定するとともに、その他実現手法を整備して、実現を図ることとします。

「景観形成重点地区」は、今後の社会情勢の変化や地区住民の要望などにより、必要に応じて指定を進めることとします。

■ 景観形成重点地区候補地

地 区	抽出の理由
松崎地区	・ なまこ壁の建造物や古い趣のある木造建築物が集積し、当町の歴史・文化を物語る、美しいまち並みが形成されている地区であるとともに、町役場等の中核となる公共施設が集積している中心集落地です。 ・ 現在の美しいまち並み景観の保全を図るとともに、さらにより良くするために、建築物等の形態や意匠の誘導するための約束づくりが求められます。 ・ 新浜コミュニティ通り商店街、ときわ大通り商店街、国道 136 号沿道の商業集積地についても、独自の趣ある景観が残されていることから、地域特性にあわせて建築物や工作物、屋外広告物を誘導するための約束づくりが求められます。
中川地区	・ 多くの観光客が立ち寄る「道の駅」花の三聖苑と、貴重ななまこ壁住宅である県指定文化財の旧依田邸を含む一帯で、今後新たな観光交流拠点として位置付けていく区域です。 ・ 「道の駅」花の三聖苑と旧依田邸を修景によって連続性を確保し、周辺のまち並みもこれらと調和するよう誘導することが求められます。
岩科地区	・ 重要文化財岩科学校や山口のなまこ壁の建造物集積地、文化的な農村景観が広がる地域であり、当町の中でも最も文化的で貴重性の高い景観が広がる一帯であると言えます。 ・ なまこ壁の建造物や農村景観と調和するよう建築物、工作物、屋外広告物等の誘導を図るとともに、なまこ壁の建造物群や農地を保全することが求められます。
三浦地区	・ 岩地、石部、雲見の三集落を含む範囲です。 ・ 富士箱根伊豆国立公園や名勝伊豆西南海岸区域に指定されている美しい海岸線と豊かな自然環境の中で、リアス式海岸に形成される特有の漁村集落構造が形成されており、我が国の漁村農村集落景観の原型ともいえる地区です。 ・ 各集落には海水浴場や温泉を有しており、地域の景観特性や歴史文化を踏まえた景観形成により、観光振興につなげていくことが求められます。

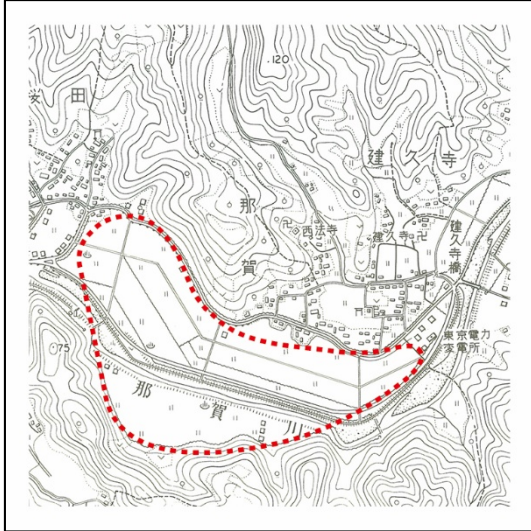
重点地区候補地



(6) 景観農業振興地域整備計画制度の活用

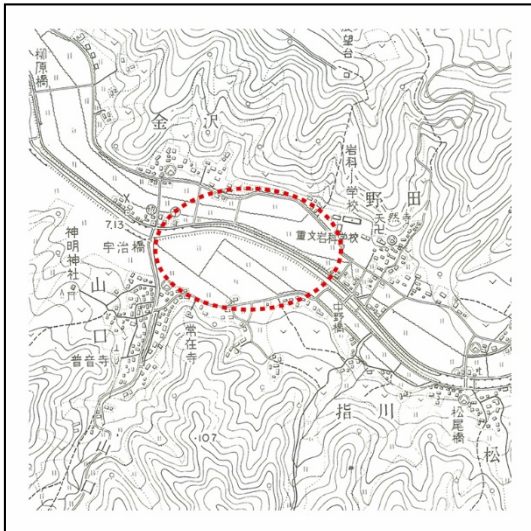
山口の農村景観や石部棚田等、美しく文化的な農村景観の保全のために、地権者と協議しつつ、景観法及び農振法に基づく景観農業振興地域整備計画を策定し、農地の保全、農村景観と調和した農業用施設の整備等について誘導します。

■ 指定地区の案



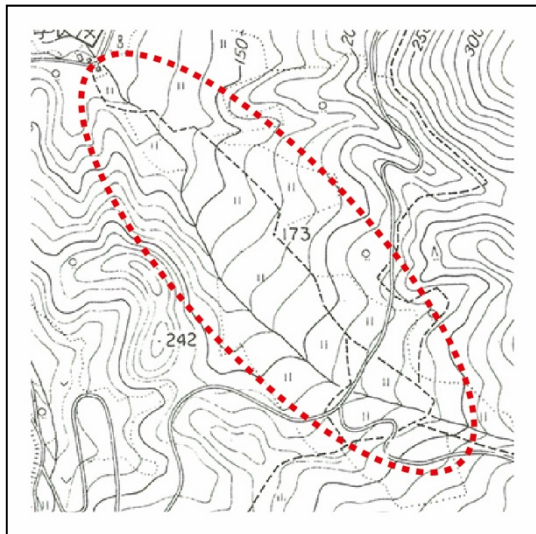
<那賀の大規模花畑周辺>

- ・ 那賀の大規模花畑は、一団の水田の農閑期において、ワイルドフラワーが植栽される大規模な花畑です。
- ・ 色とりどりの花畑は、背後の丘陵地の緑や那賀川沿いの桜並木と一体となって、他では見られない美しい景観が広がり、シーズンには、町外から多くの観光客が訪れています。



<山口の農地>

- ・ 山口の農地は、なまこ壁の建造物や昔ながらの農家住宅、周囲の里山と一体となり、日本の原風景ともいえる美しい農村景観が見られ、文化的な景観と言える地区です。
- ・ 水田、桜葉畑の保全を図るとともに、あわせてなまこ壁の建造物の保全を図り、観光交流拠点として活用が求められます。



＜石部棚田＞

- ・耕作放棄地となった棚田を地元住民が多様な主体と連携し、維持管理している農地であり、棚田景観の美しさと管理体制、あるいは定期的なイベントが町内外から高い評価を得ています。
- ・今後も農地と取組みを継承していくことが求められます。

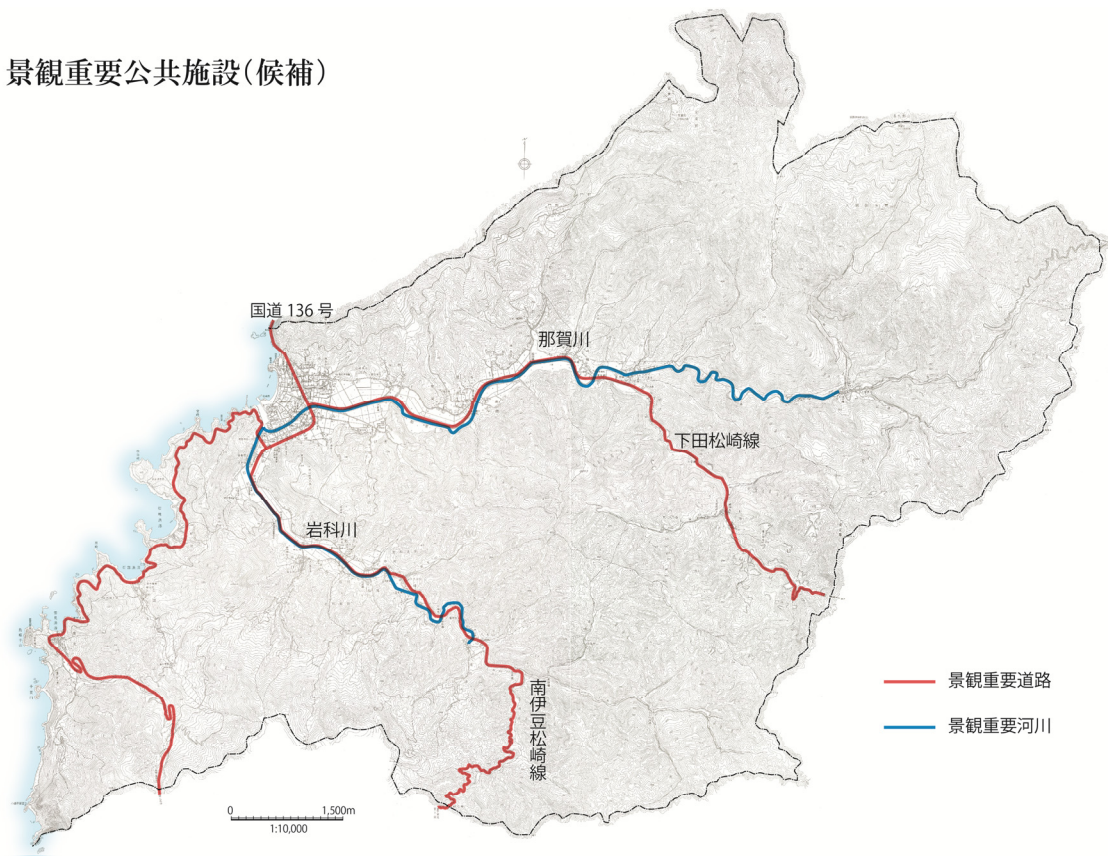
(7) 景観重要公共施設制度の活用

河川軸である那賀川、岩科川、道路軸である国道 136 号、県道下田松崎線、県道南伊豆松崎線は、周辺景観や自然環境と調和した整備改修等を進めるために、管理者(国、県等)と協議の上、景観重要公共施設として位置付けます。

■ 景観重要公共施設の整備の方針として位置付ける内容案

- ・ 河川軸…護岸や防護柵の素材や意匠、色彩、河川区域内の維持管理 等
- ・ 道路軸…法面や防護柵の素材や意匠、色彩、道路区域内の緑化、草花植栽、維持管理 等

景観重要公共施設(候補)



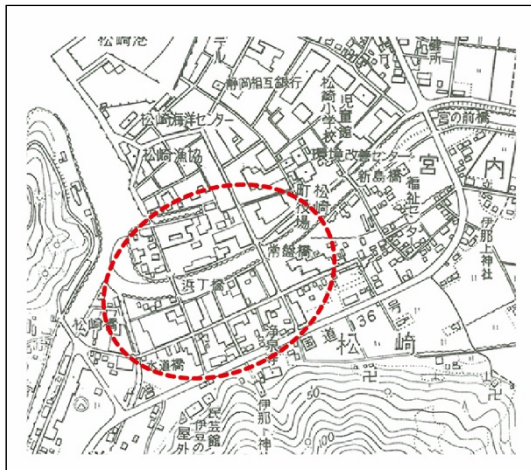
(8) 文化財保護法の活用

松崎地区の中宿通りや岩科地区の八木山、山口、三浦地区の石部棚田など、なまこ壁の建造物が集積した集落やまち並み、あるいは生活や生業、当町の風土により形成された景観地は、必要な調査を行い、所有者や文化庁と協議しつつ、伝統的建造物群保存地区や文化的景観の指定を目指すとともに、将来的に重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観の指定を目指し、効果的な保全活用を図ります。

あわせて、指定地区内やその周辺部の建築物については、景観計画による建築物、工作物の規制誘導、道路河川等の景観重要公共施設の指定、景観農業振興地域整備計画の策定などを併せて行うことを検討します。

さらに、重要伝統的建造物群保存地区や重要文化的景観に指定された後は、なまこ壁の左官技術を選定保存技術に指定することを目指します。

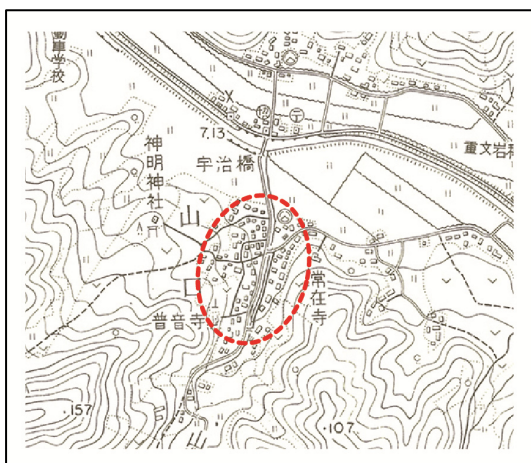
■ 指定地区の案



<中宿通り周辺 :>

> 伝統的建造物群保存地区 >

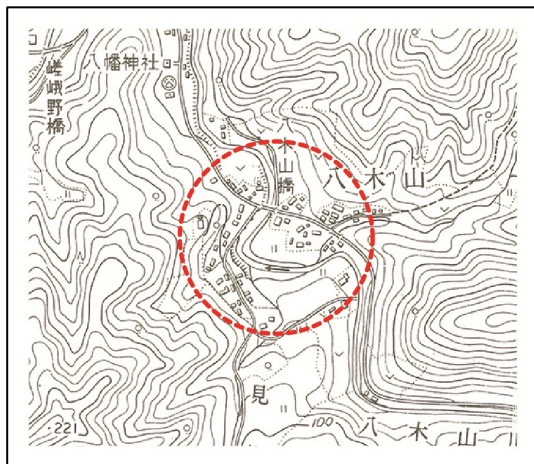
- ・松崎地区の中宿通り周辺部は、なまこ壁の建造物が集積する当町の歴史・文化を物語る、美しいまち並みが形成されている地区であり、今後も保全、活用が求められます。



<岩科地区山口>

> 伝統的建造物群保存地区 >

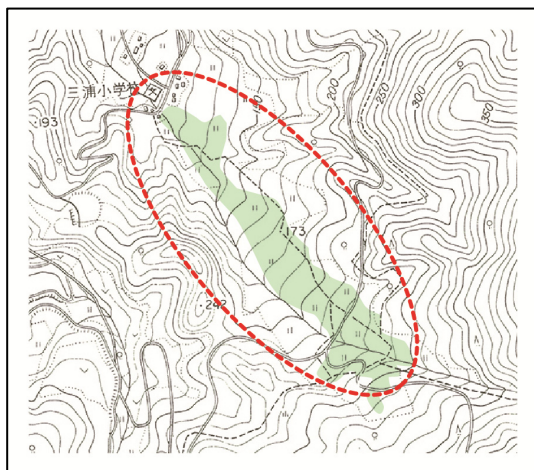
- ・なまこ壁の建造物や昔ながらの農家住宅、周囲の里山と一体なり、日本の原風景ともいえる美しい農村景観が見られ、文化的な景観と言える地区であり、農地なども一体的に保全、活用することが求められます。



＜岩科地区八木山

：伝統的建造物群保存地区＞

- ・ なまこ壁の建造物が多く残されている山間部の集落です。山間部の狭小な平地に集落が形成されており、古い石垣も歴史を感じさせており、当町の桃源郷とも呼ぶにふさわしい地区であり、今後も保全、活用することが求められます。



＜三浦地区石部：文化的景観＞

- ・ 耕作放棄地となった棚田を、地元住民が多様な主体と連携し、維持管理している農地です。棚田景観の美しさを継承している風景は、当町の文化的景観と言え、今後も棚田と管理体制を継承することが求められます。

(9) 屋外広告物条例の制定

松崎町のまち並み景観と調和した屋外広告物の景観形成を図るため、あるいは屋外広告物による良好な自然景観や富士山の眺望景観の阻害の防止等のために、松崎町独自の屋外広告物条例を制定します。

①屋外広告物の規制誘導のポイント

■松崎のまち並みの特徴に合わせた屋外広告物の意匠の誘導

- ・ なまこ壁のまち並みに合わせた自家広告物の意匠の誘導
- ・ 商店街のレトロな雰囲気に合わせて自家広告物の意匠の誘導
- ・ 温泉街のまち並みに合わせた自家広告物の意匠の誘導

■良好な景観を阻害する屋外広告物の規制誘導

- ・ 海岸線を通る国道 136 号沿道の案内広告物の規模や色彩の誘導
- ・ 国道 136 号から見える富士山眺望を遮る案内広告物の設置抑制
- ・ 中川地区や岩科地区の農村景観が広がる地区における自家広告物や案内広告物の設置場所や規模、色彩の誘導
- ・ 案内広告物の集約化の誘導

■商業集積地の景観向上のための屋外広告物の規制誘導

- ・ 松崎地区の国道 136 号沿道のまち並み景観の向上のための屋外広告物の設置場所、規模、色彩等の規制誘導



自然素材を使用した自家広告物



大きさや形態に配慮された集合看板

小布施町広告物設置マニュアルより

2) 町独自の施策

(1) 自治会単位の景観ワークショップの開催

当町の景観の美しさ、貴重性を住民に理解してもらい、住民が地域の景観に誇りを持ち、景観形成の取組みに主体的に係る基盤をつくるために、自治会毎に景観について考えるワークショップを開催します。

具体的には、松崎町花の会や松崎町さくら会、松崎町まちづくりやろうじゃ協議会の活動、世界でいちばん富士山がきれいに見える町宣言実行委員会等、現在、特定の地区で行われている住民有志、住民団体の活動を、自治会単位で分担して活動展開し、町域全体に広げていくことをねらいとします。

住民の景観に関する意識の醸成を図るため、集落単位で地域の景観の価値や課題について確認するなど、身近な景観を対象として考えることから始め、最終的には、集落内の草花植栽や美化清掃、リバーフレンドシップ、アダプトロードプログラム、屋外広告物のパトロール等、自治会単位での景観形成の活動につなげていくことを目的とします。

また、景観だけではなく、ワークショップを通じて、コミュニティの強化につながるとともに、住民と行政の協働による多様なテーマのまちづくりの展開にも期待できます。

■ワークショップの流れ（案）

STEP 1 景観とは何かを学ぼう！

- ・町内や地域の景観の成り立ちを学び、松崎町の景観とは何かを理解します。



地域の景観の勉強会

STEP 2 地域の景観の素晴らしさを発見しよう！

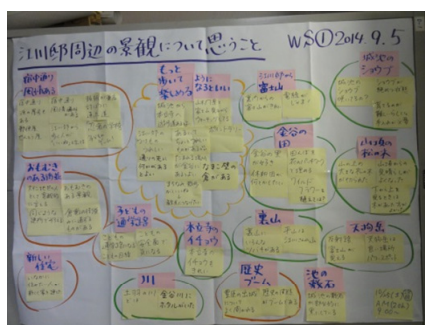
- ・皆で集落内を歩いたり、都市住民と交流したりすることで、住民が気づかなかった地域景観の素晴らしさと貴重性を理解します。



まち歩きによる景観の点検
(伊豆の国市)

STEP 3 地域の景観をよりよくするためのアイデアを考えよう！

- ・地域の優れた景観を残したり、より良くしたりするためのアイデアを考えます。



景観をよりよくするためのアイデアの検討
(伊豆の国市)

STEP 4 景観づくりを実践しよう！

- ・皆で考えたアイデアを実践していきます。



景観づくりの実践
須坂探検マップ (<http://www.suzakamap.com/>) より

<景観形成の取組みの実践例>

- 建物等のルールづくり
- 具体的な活動…草花植栽、ゴミ拾い、リバーフрендシップ、アダプトロードプログラム、ポートサポーター、屋外広告物のパトロール 等
- 景観以外のテーマのまちづくり活動
等

(2) (仮称) まつざき景観資産の認定制度の創設

当町の良好な景観の保全、創出に寄与する建築物や工作物、あるいは眺望景観や巨木、古木等の自然景観については、住民や所有者の意向を踏まえつつ、「(仮称) まつざき景観資産」として認定し、景観法などと連携を図りつつ、保全と向上のための措置を図るとともに、当町のまちづくりに活用します。

本制度案は、松崎町景観計画に併せて制定する松崎町まちづくり条例に明文化して制度化することとします。

① (仮称) まつざき景観資産の対象イメージ

■ 地域の優れた自然環境を継承する景観

- ・ 富士山、夕日等の眺望景観
 - … 例：石部海岸、雲見海岸、烏帽子山、室崎展望台、千貫門 等
- ・ 貴重な自然植生
 - … 例：長九郎シャクナゲ、巨鯛島のウバメガシ群落 等
- ・ 自然景観の骨格となる河川
 - … 例：那賀川、岩科川 等



松崎海岸からの夕日

■ 地域の歴史、文化を伝える景観

- ・ 地域の歴史、文化を伝えるなまこ壁の建造物や古民家
 - … 例：明治商家中瀬邸、伊豆文邸、近藤平三郎旧家、旧石井豆腐店、時計台 等
- ・ 地域住民から親しまれている寺社仏閣や指定文化財等の資源
 - … 例：旧岩科学校、旧依田邸、大沢学舎、浄泉寺、春城院 等
- ・ 歴史や文化を感じる農地や石垣、用排水路 等
 - … 例：山口の水田、石部棚田、岩地の石垣 等



伊豆文邸

■良好な景観形成の模範となる景観

- ・ランドマークとなる巨木や古木など、地域のシンボルとなっている地域を印象づける自然的資源

… 例：伊那下神社のイチョウ、那賀川沿いの桜並木とアジサイ 等



中瀬邸の時計台

- ・地域の景観づくりの模範となるような優れたデザインの建造物や工作物

… 例：伊豆の長八美術館、明治商家中瀬邸の時計台、宮の前橋、ときわ大橋 等

- ・地域の彩に重要な役割をになう花壇や花木

… 例：那賀の大規模花畑、「道の駅」花の三聖苑の花壇 等

■景観を守り育み、創造する住民活動

- ・地域に根付き、住民によって守り継承されている祭礼やイベントの風景

- ・住民が主体となって美化清掃する様子など、地域の景観づくりに寄与する活動

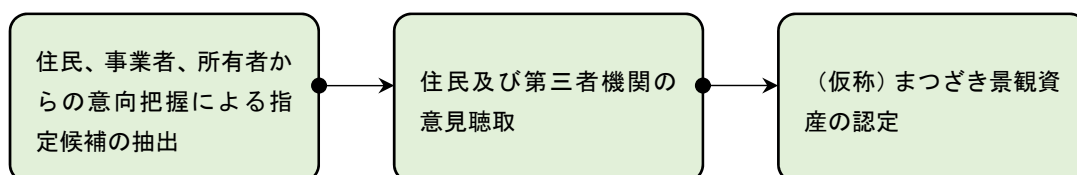
等



秋祭り

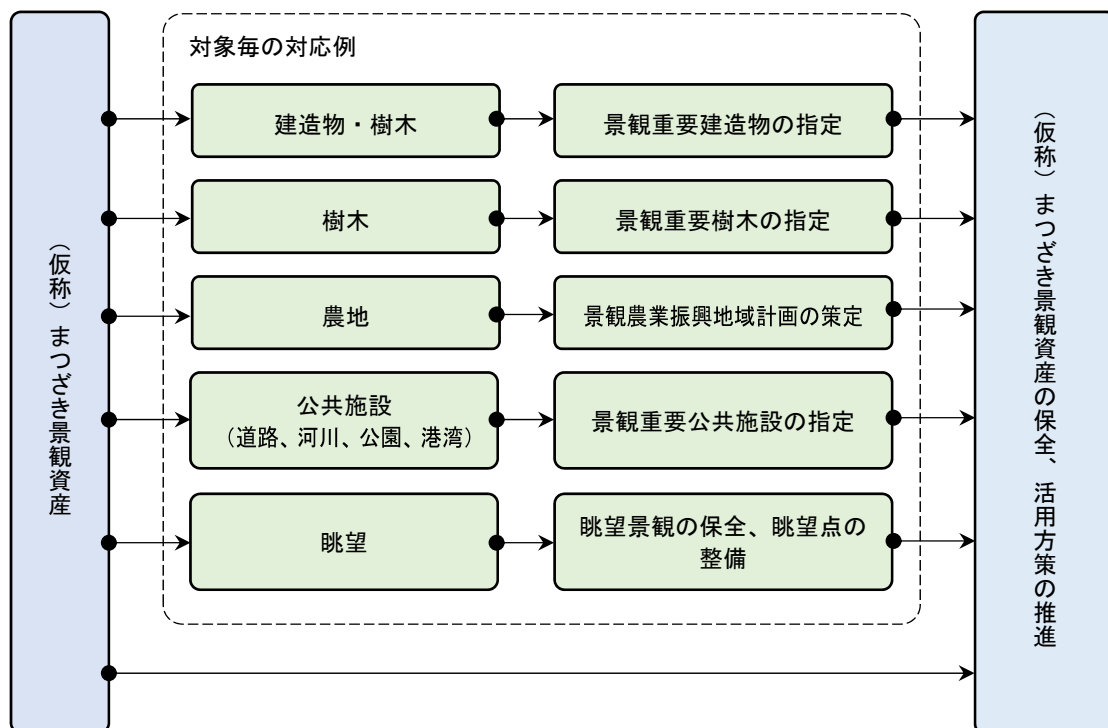
②（仮称）まつざき景観資産の認定制度のフロー

- ・（仮称）まつざき景観資産については、住民、事業者、あるいは所有者等からの意向の把握により、認定候補を抽出します。
- ・抽出された候補については、住民及び第三者機関等からの意見を聴いた上で、所有者との協議を経た後に、（仮称）まつざき景観資産として認定します。



③（仮称）まつざき景観資産の認定後の措置

- ・（仮称）まつざき景観資産に認定された対象物件は、今後も保全継承に努めることを原則とし、認定されたことを示すサインなどの設置を行い、周知に努めます。
- ・認定された物件の周辺部の公共空間の改善など、より良好な景観となるよう、必要な整備などを行います。
- ・対象物件に応じて、景観法に基づく景観重要建造物や景観重要樹木、景観重要公共施設などの指定を図ります。



(3) 景観教育の実践

これまで残されてきた松崎町の景観資源を保全し、後世への継承を継続的に進めるために、次世代を担う子どもたちの景観に関する意識の向上を図ることが求められることから、学校や民間団体と連携し、総合学習を活用した小中学生向けの景観教育プログラムや高校生向けの景観デザインコンテストの実施などを検討し、子どもの景観形成への意識を醸成します。

■ 景観づくり学習モデルプログラムの参考例（国土交通省HPより）

回数	単元名・題材名	概要
1	ひそんでいるぞ！カオ・かお・顔	身の回りを観察し、まちに隠れている「顔」を発見する（窓の並び方など）。
2	これはどこだ？探してみようまちパーツ	身の回りにあるものの写真を撮り、クイズ形式で出題し合う（屋根、壁、塀、看板、室外機など）。
3	よくよく見れば、あの場所に	身の回りの建造物や樹木などの表面をクローズアップの写真に撮り、クイズ形式で出題し合い、素材の持つ表情に気づく。
4	まちの色・いろいろ	まちにあるいろいろな色を集め、色ごとに分類し、まちの中のどこにどのような色が使われているか考える。
5	地域カルタをつくろう	まち歩きをして素材を探し、絵と文章で表現し、まちのカルタをつくる。
6	塀もまちの景観の一部	まち歩きをして、塀の写真を撮り、その好きな組み合わせを考える。
7	看板からまちの風景を考える	まちにある看板を写真に撮り、特に良いと思う看板ベスト3を選び、その良さの理由を考える。
8	わたしたちのまちに言葉の贈りもの	まちの写真を撮り、言葉を添えて自分たちのまちを表現する。それを紹介する展覧会を行う。
9	思い出いっぱいわたしたちのみち	通学路などで思い出に残る風景を写真に撮り、それをみちのように並べて「わたしたちのみち」の絵図をつくり、思い出を書き添える。
10	校歌の風景を見つめてみよう	校歌に詠まれている場所を探し、観察し、地図に表現するとともに、その場所をよりよくする方法を考える。
11	地域景観プランナーになろう	場所を決めて、その自然や人々の暮らしを調べ、その場所の魅力等を紹介するパンフレット等を作成する。

出典：国土交通省ホームページ

(4) 公共案内サインのデザイン統一化

町内の文化施設や観光交流施設の案内板、散策コースの案内サインなどについて、大きさや色、文字のデザイン、使用する言語等が統一されていないことから、案内サインのデザインガイドラインなどを作成し、町内に設置する案内サインは、ガイドラインに即して整備改善を進めます。

特に近年は、外国人観光客が増加傾向にあることから、多言語化についても十分に配慮します。



三島市 街なかせせらぎルート案内看板



岡崎市 ルート案内柱（岡崎市観光協会 HP より）

3) 景観形成の体制整備

(1) まつざき景観団体認定制度の創設

一定地区において良好な景観形成を進める団体、あるいは一定のテーマで景観形成に取り組む住民団体を、まつざき景観団体として認定する制度を創設します。

認定した団体に対して、住民の自発的な参加や活動の活性化を図るため、情報提供や技術的な助言、景観形成に係る活動費を補助します。

■景観形成活動団体の対象の考え方

- ・住民が自主的に参加して、景観形成に関する活動を行っている、または行おうとしている団体

■支援内容イメージ

- ・景観形成の活動に関する個別相談や情報提供
- ・景観に関する勉強会や出前講座の開催
- ・必要に応じて活動に要する物品の提供や費用の補助
- ・まつざき景観団体同志の情報交換の場の提供
- ・団体情報や活動状況などの紹介

(2) まつざき景観ネットワークの組織

まつざき景観団体、あるいは松崎町花の会や松崎町さくら会、石部地区棚田保全推進委員会、松崎町まちづくりやろうじゃ協議会などの既存の景観活動団体、そのほか、地域おこし協力隊など、当町の景観形成に係る団体や個人で構成される、まつざき景観ネットワークを組織します。

まつざき景観ネットワークでは、関係者が定期的に集う機会を設け、互いの活動の情報交換をするとともに、町の景観形成に係る取組みについて意見交換します。

■期待される効果

- ・参加団体間の活動内容の情報共有
- ・情報交換による活動団体の課題解決
- ・複数団体が連携した活動展開
- ・町からの景観情報の共有
- ・町が主体となる活動への協力依頼

(3) 景観整備機構の指定

景観に関する一定の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる、一般社団法人、一般財団法人またはNPO法人を景観整備機構に指定し、行政に代わってあるいは行政とともに良好な景観の形成に取り組む主体として、景観法に基づく景観整備機構として位置付けます。

また、景観整備機構に指定された団体が当町の景観形成に係わる業務に積極的に係ることができるよう支援策を検討します。

■景観整備機構との協働による取組みイメージ

- ・ 地域住民による主体的な景観形成の取組みに対する専門家の派遣
- ・ 地域住民が景観形成の取組みを行う上で必要な助言、相談
- ・ 景観形成に関する勉強会やセミナーの開催
- ・ 屋外広告物のパトロールや違反広告物の簡易除却

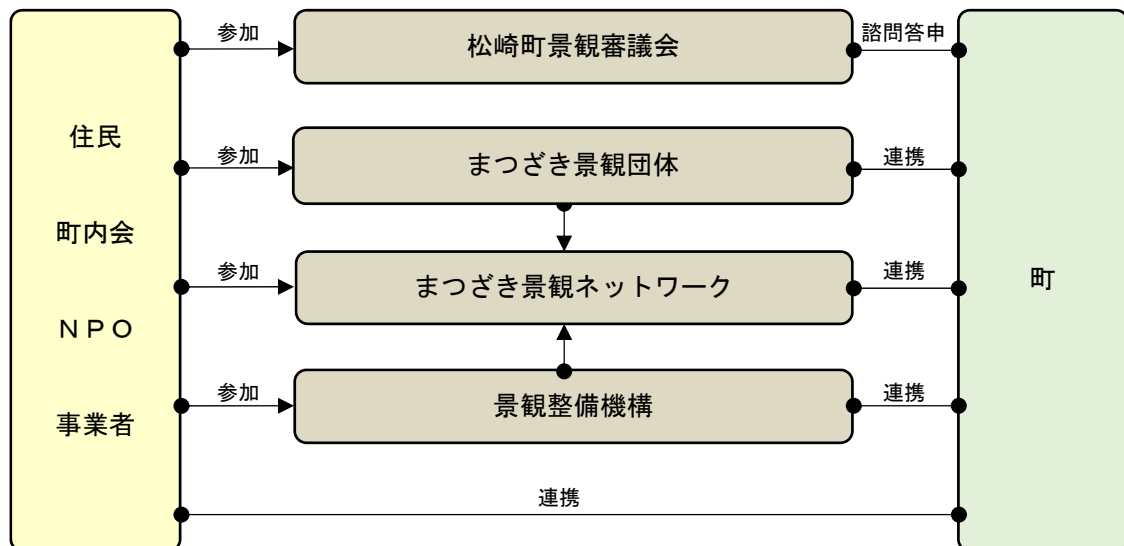
(4) 松崎町景観審議会の設置

当町における良好な景観形成に関する審議調査機関として、住民、景観に係わる学識経験者などから構成される、松崎町景観審議会を設置します。

松崎町景観審議会は、必要に応じて召集され、松崎らしい魅力あるまちづくりに寄与するよう、景観形成に関する事項を調査、研究、審議するものとします。

■主な役割

- ・ 景観形成基本計画、景観計画の策定（変更）に関わる審議
- ・ 景観計画に基づく行為の届出に係る重要な決定（勧告・変更命令その他の行政措置）に対する意見
- ・ （仮称）まつざき景観資源に係る指定・解除に対する審議
- ・ 屋外広告物の規制誘導に関する審議
- ・ その他、景観形成上重要な事項に関する審議



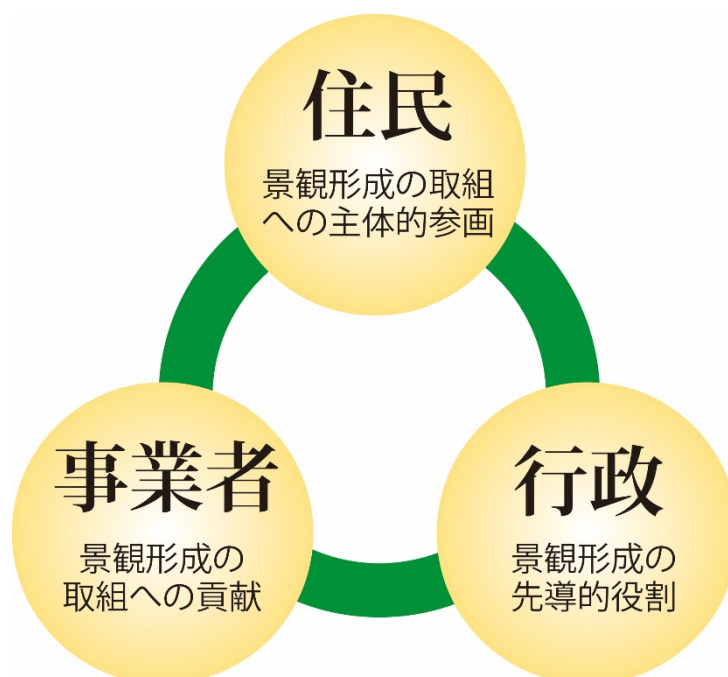
IV 景観形成ガイドラインの推進にあたって

1 景観形成ガイドライン推進の考え方

松崎町のなまこ壁等の歴史的、文化的景観、那賀川や自然公園等の自然景観、あるいは、これらと調和するまち並み景観等は、町の貴重な財産であり、全ての住民の誇りとなるものです。

景観形成の基本目標・基本方針等を踏まえ、景観法や関連法制度等を活用し、住民事業者・町が協働で松崎町固有の良好な景観づくりを進めていく必要があります。

2 住民、事業者、行政の役割



1) 住民の役割

景観づくりの主役は住民です。自らが主体となって、松崎町の景観を築いた先人たちに敬意し、町の景観に誇りをもち、自分のまちは自分たちでより良いものにしていくという意識で景観形成の取組みに積極的に係ることが必要です。

住民一人ひとりが自主的かつ積極的に地域の景観づくりの活動を積み重ねながら、全町的な景観形成への取組みへとつなげていくために、当町が実施する景観形成の施策や事業に主体的に参加することが求められます。

2) 事業者の役割

事業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、自らの事業活動が松崎町及び地域の景観に影響を与えるものであることを十分認識して、当町の景観形成の基本的考え方、将来像、方針等の考え方を理解し、施策や事業に積極的に協力するとともに、周辺環境と調和した意匠とするなど、住民等が実践する景観形成の取組みに積極的に貢献することが求められます。

3) 行政の役割

景観形成の施策や事業手法は多岐にわたることから、景観法をはじめ関係諸制度を効果的に組み合わせ、総合的かつ計画的に施策や事業を調整し、進めていかなければなりません。

住民一人ひとりが、町の景観に誇りを持ち、気軽に参加できるような情報の提供、場や機会等のきっかけづくりをはじめ、具体的な協働の仕組みを構築するとともに、庁内連携はもちろんのこと、隣接市町との連携強化、伊豆半島地域の市町との連携強化等、多様な連携による景観形成を進め、県内の良好な景観形成への先導的役割を果たします。

用語解説

【あ〜お】

アイストップ

- ・街角や見通しの良い通り景観の正面にあり、人の視線を引きつけ又は印象に残る山や建築物、樹木などのこと。

空き家対策特別措置法

- ・「空き家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号）のこと。適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するための制度や仕組みが定められている。

アダプトロードプログラム

- ・県が管理する道路を含む一定の区間において、住民や道路利用者が道路の清掃、除草等の美化活動を通じて、住民と道路管理者との協働による、より豊かで快適な道路空間を創造することを目的とした、静岡県独自の制度のこと。

屋外広告物

- ・常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される 看板、立看板、はり紙、はり札及び広告旗並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出されているもの等のこと。また、表示内容が営利を目的としたものでないもの、例えば行事や催事等の案内も屋外広告物に含まれる。

【か〜こ】

景観計画

- ・景観法第8条に規定された、景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」のことをいい、次の事項は、必ず定めることになっている。
 - (1) 景観計画の区域
 - (2) 景観計画区域内の良好な景観の形成に関する方針
 - (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
 - (4) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物

- ・景観法第19条に規定された、景観計画に定めら

れた指定の方針に即して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物のこと。

景観重要樹木

- ・景観法第28条に規定された、景観計画に定められた指定の方針に即して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木のこと。

景観重要公共施設

- ・景観法第8条第2項第5号ロに規定された、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定めたもの。

景観農業振興地域整備計画

- ・景観法第55条に規定された、景観計画区域内の農業振興地域のうち、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るべき地域について定める計画のこと。

景観整備機構

- ・景観法第92条に規定された、公益法人又は特定非営利活動法人（NPO 法人）で、管理協定に基づく景観重要建造物や景観重要樹木の管理、景観に関する調査研究などの業務を行うことができる団体。景観行政団体の長が指定する。

景観法

- ・平成17年に施行された、我が国初の景観に関する総合的な法律のこと。都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の制度が定められている。

【さ〜そ】

ジオサイト

- ・ジオパークに位置付けられた、地質、地形、歴史などの見学場所や拠点のこと。ジオパークとは、日本ジオパーク委員会によって審査された、ジオ（地球）に関わる、地層・岩石・地形・火山・断層など、さまざまな自然遺産で構成される「公園」のこと。日本ジオパークになると、世界ジオパークの審査に申請することができ、合格すると世界ジオパークとなる。当町は伊豆半島ジオパークに含まれる。

【た〜と】

伝統的建造物群保存地区・重要伝統的建造物群保存地区

- ・文化財保護法に基づき、市町村は、伝統的建造物群保存地区を決定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を定め、国は市町村からの申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定する制度のこと。市町村の保存・活用の取組みに対し、文化庁や都道府県教育委員会は指導・助言を行い、また、市町村が行う修理・修景事業。防災設備の設置事業、案内板の設置事業等に対して補助し、税制優遇措置を設ける等の支援を行う。

【さ〜そ】

彩度

- ・色の3要素のひとつで、色の鮮やかさの程度のこと。マンセル表色系では、彩度を数字で示し、数値が低いほうが落ち着いたやわらかい色となる。

色相

- ・色の3要素のひとつで、色合いのこと。マンセル表色系では、赤(R)・黄(Y)・緑(G)・青(B)・紫(P)・黄赤(YR)・黄緑(GY)・青緑(BG)・青紫(PB)・赤紫(RP)の10色と無彩色(N)で表す。

里地里山

- ・原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のこと。特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域である。

選定保存技術

- ・文化財保護法に基づく、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で保存の措置を講ずる必要があるものを、文部大臣は選定保存技術として選定し、その保持者及び保存団体を認定する制度のこと。

【な〜の】

日本で最も美しい村連合

- ・日本の農山漁村の景観・文化を守りつつ、最も美しい村としての自立を目指す活動を進める平成17年に設立された特定非営利活動法人(NPO法人)のこと。加盟町村長・代表、加盟町村住民と、国内外の企業や個人のサポーターで組織されており、美しい村づくり、ロゴマーク、サポーター制度、イベントの開催、広報活動等を行っている。

認定農業者

- ・農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとする制度のこと。

【は〜ほ】

富士箱根伊豆国立公園

- ・国立公園とは、自然公園法に基づき、日本を代表する自然の風景地を保護し利用の促進を図る目的で指定された区域のこと。富士箱根伊豆国立公園は、富士山を中心にその周辺の湖沼や高原を含む富士山地域、東海道の宿場町であり、古くから温泉地として名高い箱根地域、天城連山と変化に富んだ海岸線、そして温泉が魅力の伊豆半島地域、今日でも火山活動が活発な大島・三宅島等の伊豆七島からなる伊豆諸島地域の4地域に分けられる。

【ま〜も】

マンセル値

- ・色を定量的に表す体系である表色系の一つで、色彩を色の3要素(色相、明度、彩度)によって表現する。日本では、JISZ 8721(三属性による色の表示方法)として規格化されており、マンセル表色系、マンセル色体系、マンセルシステムとも言う。

明度

- ・色の3要素のひとつで、色の明るさのこと。マンセル表色系では、明度を数字で示し、数値が大きい方が明るい色となる。

【や～よ】

ユニバーサルデザイン

- ・すべての人のためのデザイン（計画・構想・設計）。障害者や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを超えてすべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかうとする考え方のこと。

【ら～ろ】

リアス式海岸

- ・地面の隆起、沈降や、海水面の上昇などが原因で、もとは谷だったところに海水が入り込み、ノコギリの刃のような入り組んだ海岸線部分のこと。

リバーフレンドシップ制度

- ・住民、利用者等がリバーフレンド（川のともだち）となり、川の清掃や除草等の河川美化活動を行い、地域全体で身近な環境保全への関心を高めることを目的とした、静岡県の独自制度のこと。

